

障害保健福祉主管課長会議資料

平成14年3月5日（火）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

目 次

<企 画 課>

1	障害者プランの推進について	1
2	障害者ケアマネジメント体制整備推進事業について	2
3	特別児童扶養手当等について	4
4	H I V感染者に対する障害認定等におけるプライバシーの保護 について	8
5	厚生科学研究費について	9
6	高次脳機能障害支援モデル事業について	12
7	支援費制度について	14

<国立施設管理室>

1	国立身体障害者リハビリテーションセンター	17
2	国立視力障害センター（国立光明寮）	18
3	国立重度障害者センター（国立保養所）	19
4	国立知的障害児施設（国立秩父学園）	19
5	全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	20
6	専門職員の養成・研修について	21
	（1）身体障害者リハビリテーション関係専門職員	21
	（2）知的障害関係専門職員	21

＜社会参加推進室＞

1	障害者の社会参加促進事業について	23
	(1) 障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業	23
	(2) 「障害者の明るいくらし」促進事業	29
	(3) 市町村障害者社会参加促進事業	30
	(4) 市町村障害者生活支援事業	31
	(5) バリアフリーのまちづくり活動事業	32
2	障害者スポーツの推進について	33
	(1) 障害者スポーツの動向	33
	(2) 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会の設置 と障害者スポーツ指導員の養成	33
	(3) 障害者スポーツ大会の開催	34
3	補装具給付事業の円滑な実施について	37
4	「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラムについて	39
5	国際障害者交流センターについて	40
6	介助犬等について	42
7	手話通訳技能認定試験について	42

＜監査指導室＞

1	平成14年度における障害保健福祉行政事務指導監査について	43
	(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給 事務指導監査について	43
	(2) 障害福祉施設等に対する指導監査について	44
	(3) 精神病院に対する指導監督について	45
2	平成14年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査 実施計画等について	46
3	その他	46

資料

<企画課>

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 障害者プランの進捗状況調 | 49 |
| 2 地方障害者計画の策定状況 | 50 |
| 3 障害者ケアマネジメント従事者養成の状況について | 57 |

<国立施設管理室>

- | | |
|---|----|
| 1 国立更生援護施設の概要 | 58 |
| 2 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院
における研修の概要 | 61 |
| 3 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における
研修の概要 | 64 |
| 4 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修の概要 | 67 |

<社会参加推進室>

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 障害者プラン関係事業の実施状況一覧 | 69 |
| 2 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧 | 71 |
| 3 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数 | 72 |
| 4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数 | 73 |
| 5 第14回手話通訳技能認定試験の概要（平成14年度実施） | 74 |

< 企 画 課 >

1 障害者プランの推進について

(1) 障害者プラン関係予算について

ア 平成7年12月に、障害者対策推進本部が策定した、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」は、平成8年度を初年度とする7か年の計画であることから、平成14年度は、計画期間の最終年次となる。

厚生労働省が所管する分野のうち、保健福祉分野については、在宅サービスや障害福祉施設の整備、相談支援事業などの各種保健福祉サービスの充実について、平成14年度の数値目標の達成に向け、積極的かつ着実なプランの推進に努めているところである。

イ 特に、平成15年度から、現在の措置制度に代わって導入される支援費制度への円滑な移行のためにも、「障害者プラン」によるサービス提供基盤の整備が極めて重要である。

ウ このため、平成14年度予算案における障害者プラン関係予算(保健福祉分野)については、厳しい財政状況の中、約3,050億円(対前年度比5.9%増)が計上されたところであり、障害者プランの積極的な推進を図ることとしている。

エ また、障害者プランを推進していくためには、財政面における支援だけでなく、各自治体において、具体的な数値目標を設定した障害者計画が策定され、その達成に向けて施策を推進していくことも重要である。

未だに数値目標を設定していない自治体については、「厚生省関係障害者プランの推進方策について」(平成8年11月15日障第219号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)において示している具体的な数値目標の項目について、速やかに数値目標を設定するとともに、その目標の達成に努められたい。

(2) 市町村障害者計画の策定推進について

ア 内閣府が行った地方障害者計画の策定状況調査によると、平成13年3月末現在の市町村障害者計画の策定率は74.9%であり、これを市区と町村に分けてみると、市区が95.5%であるのに対し、町村が69.4%となっており、その

うち数値目標が設定されている計画は、策定している市町村の37.8%にとどまっている状況にある。

イ 市町村障害者計画の策定は、障害者プランを推進していくうえで要となるものであることから、厚生労働省としても、広域圏域単位の事業推進を奨励していることも踏まえ、平成11年度から、「障害保健福祉圏域計画推進事業」を創設するなどして、広域的な計画策定の支援を行ってきたところである。

ウ しかしながら、未だに計画が策定されていない市町村を抱える都道府県については、該当市町村に対する積極的な指導をお願いする。

なお、計画の策定にあたっては、必ず障害者の参画を得て的確なニーズ把握を行うとともに、地域の特性や実情に応じた内容となるよう留意願いたい。

(3) 新しい「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定について

現在の「障害者対策に関する新長期計画」に続く新しい「障害者基本計画」については、障害者基本法において策定が義務付けられており、平成15年度からの10年間の計画に関する検討が内閣府を中心に行われることとなる。

また、新しい「障害者基本計画」の前期重点施策実施計画としての新しい「障害者プラン」についても、目標年度における現在のプランの達成状況も踏まえながら、平成15年度からの5年間の計画に関する検討が、内閣府を中心に行われることとなる。

2 障害者ケアマネジメント体制整備推進事業について

ア 障害者ケアマネジメントの普及については、平成9年度から「体制整備検討委員会」「ケアマネジメント従事者養成研修」「推進事業」の3本柱で構成される「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」を試行的に実施してきたところであり、試行事業としては平成14年度をもって終了する。

イ 平成15年度から、障害者ケアマネジメントを本格的に導入していくことを念頭

に、厚生労働省においては平成12年度から新たに体制整備検討委員会を設置し、3障害全てを対象とした総合的なケアマネジメント体制の在り方を検討してきたところであるが、現在、昨年度の検討会での報告書に基づき、3障害共通の「障害者ケアガイドライン」の策定作業を進めているところであり、近くまとめられる見込みである。

ウ このような状況の中で、平成14年度は、すべての都道府県・指定都市において、本推進事業を一層積極的に展開していただきたいと考えている。

具体的には、対象圏域等で連絡調整会議を設置し、「障害者ケアガイドライン」に基づく総合的な障害者ケアマネジメントの実践的な試行事業が行われるよう、特段の御配慮をお願いしたい。特に、都道府県等における「体制整備検討委員会」においては、障害種別を超えた障害者ケアマネジメントの検討、さらには連絡調整会議の運営のあり方等についても議論を深められたい。

エ また、平成14年度の「障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修(仮称)」については、3障害合同での実施を考慮し、本年8月19日(月)から8月23日(金)までの5日間にわたり、神奈川県葉山町の全国社会福祉協議会中央福祉学院「ロフォス湘南」で開催することとしているので、受講者の派遣についてはよろしくお取り計らい願いたい。

オ 最後に、平成15年度以降の予定については、以下のとおりであるので、ご了解ありたい。

- ・ 国においては、「障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修」を通して、都道府県等で中心的な役割を果たす人材の育成に努める。
- ・ 都道府県等においては、国の指導者研修の修了者が中心となって、障害者ケアマネジメント従事者の養成研修や資質の向上を継続するとともに、原則として障害保健福祉圏域毎に、医療機関、保健所、職業安定所、地域障害者職業センター、養護・盲・聾学校等の関係諸機関との連携を図るための連絡調整会議を設け、障

害者ケアマネジメントが効果的に実施できるような体制を整備する。

- ・ 市町村においては、障害者ケアマネジメントの第一義的な実施主体として、自ら障害者ケアマネジメントを実施するか、あるいは委託している市町村障害者生活支援事業、障害児(者)地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援センターにおける相談支援において、障害者ケアマネジメントを実施する。

3 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の手当額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられているが、平成13年の消費者物価指数は、前年比0.7%の下落となった。

このため、特段の措置を講じなければ、法律にしたがって平成14年度の手当額は、平成12年度、平成13年度の特例措置として据え置いた▲1.0%とあわせて1.7%の引き下げとなるが、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成14年度においても手当額の改定に係る特例措置を講じ、平成14年度の手当額は引き下げないこととし、そのために必要な法案を本年2月15日に国会へ提出したところである。

	(現 行)		(平成14年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	51,550円	→	同 額
(2級)	34,330円	→	同 額
特別障害者手当	26,860円	→	同 額
障害児福祉手当	14,610円	→	同 額
福祉手当(経過措置分)	14,610円	→	同 額

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)

の所得制限限度額については、特別障害者手当及び障害児福祉手当等の本人分は、障害基礎年金と同様に平成14年8月から引き上げる予定であるが、特別児童扶養手当の本人分及び特別児童扶養手当・特別障害者手当等の扶養義務者等分は、最近の勤労者の所得が伸びていないことから据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当（4人世帯・年収）	770.7万円	→	据え置き
そ の 他（2人世帯・年収）	558.8万円	→	565.6万円
扶養義務者等（6人世帯・年収）	954.2万円	→	据え置き

（3）特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和40年政令第270号）」に基づき交付されてるところであるが、平成13年度事業実績報告及び平成14年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので了知されたい。

- ・ 政令第1条第1号に規定する額 2,437円（前年と同額）
- ・ 政令第2条に規定する額 1,509円（前年と同額）

（4）障害程度認定要領等の改正について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害程度の認定要領等を定めた局長通知（昭和50年9月5日児発第567号）及び診断書様式（施行規則第1条関係）については、2月22日付で各都道府県の事務担当者あて改正案を事前配布したところである。

今回の改正の趣旨は、障害年金の認定要領が近年の医学的知見等を踏まえて一部改正されることに伴い、特別児童扶養手当についても、その内容に基づく見直しを行ったものであり、特別児童扶養手当支給の一層の公平性と年金制度との整合性を図り、ひいては適正な認定を行うことを目的として、臨床所見や検査所見の例示を大幅に追加したものである。

現在、国において各都道府県からの御意見等を取りまとめているところであり、御意見に対する方針等が決定次第、4月1日施行の通知を発出する予定である。

各都道府県におかれては、このような趣旨を踏まえ、4月からの認定業務の円滑な実施についてご協力をお願いします。

(5) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県での認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 児童福祉法第27条第2項の規定に基づき、指定国立療養所の委託病床に入所措置されているにも係わらず支給対象としている事例。
- ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、過払いとなっている事例。
- ・ 認定請求書の受理から、認定までの期間が長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例。

各都道府県においては、制度の趣旨及び支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うように努められたい。また、管下市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成14年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成13年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成14年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成13年	0	5,112,000	3,549,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,588,000	3,929,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,064,000	4,309,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,540,000	4,689,000	9,069,000	6,962,000
	4	6,966,000	5,069,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,388,000	5,449,000	9,542,000	7,388,000

4 HIV感染者に対する障害認定等におけるプライバシーの保護について

ア HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行され、まもなく5年を迎えるところであるが、HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、障害認定の窓口業務等に携わる者を始めとする多くの関係者が、HIV感染者への理解を深め、プライバシーに十分配慮した適切な対応を行うことが重要である。

イ このため、本年1月に、身体障害認定基準のガイドラインである「『ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害』身体障害認定の手引き」(H10.10発行)を改訂し、各都道府県等におけるプライバシー保護のための具体的な事例を追加するなどして、すべての都道府県、市町村の障害保健福祉部局に配布し、一層の周知徹底を図るようお願いしたところである。

なお、こうしたプライバシーの保護に関する取り組みは、HIV感染者に限らず、他の障害を持つ方々に対しても十分に配慮されるべき問題であり、各種の申請書類の様式や取り扱い、身体障害者手帳のページ配置等に至るまで、様々な工夫の余地があることを再認識されたい。

ウ また、障害福祉部局の窓口以外の、一般行政窓口での障害者に係るプライバシー保護についても十分留意され、管下の各種職員研修等において、こうした問題について講義に盛り込む等の具体的な取り組みについて、関係部課・関係機関に対する助言や協力方をお願いしたい。

5 厚生科学研究費について

(1) 障害保健福祉総合研究事業について

障害者保健福祉施策を効果的に進めるため、平成10年度から障害保健福祉総合研究事業を実施しているが、平成14年度においては、精神障害者の医療と保健に関する研究の一部について、最先端バイオ・メディカル技術を活用するべく、「こころの健康科学研究事業」に組替を行ったところである。

なお、平成14年度の新規課題については、平成14年1月15日から次の課題について約1ヶ月間公募し、現在、採択課題を決定するための事前評価作業を進めているところである。

<研究課題>

- ① 障害者プラン（障害者基本法第7条の2に規定される障害者基本計画を具体化するための重点施策実施計画）、それに基づく行政サービス等の評価指標に関する研究
- ② 障害者の心身機能、社会参加、活動及び生活環境についての評価に関する研究
- ③ 障害者ケアマネジメントの効果的な実施及び評価に関する研究
- ④ 障害者に係る支援機器に関する研究のうち次に掲げるもの
 - (ア) 障害者の就労や資格取得、社会参加の促進などに向けた支援機器の開発及び利用に関する研究
 - (イ) 重度または重複障害者を対象とした、生活の質（Quality of Life）の向上のための支援機器利用に関する研究
 - (ウ) 高位頸髄損傷者や重症心身障害児・者の自立支援機器の開発に関する研究
- ⑤ 障害者に係る情報バリアフリーの促進（IT技術の導入）に関する研究
- ⑥ WHO国際障害分類改訂版（ICF）の活用のあり方に関する研究
- ⑦ 重度あるいは処遇が難しい障害者に対する適正な医療、リハビリテーション等の提供に関する研究
- ⑧ 障害者の授産施設などにおける訓練から職業復帰に向けたサービスの充実に関

する研究

- ⑨ 障害者の社会的理解の促進及び自己決定の支援、自己選択の支援等の権利擁護に関する研究
- ⑩ 障害者に対する保健福祉サービスの従事者の資質向上の在り方に関する研究
- ⑪ 施設内での処遇から地域生活への移行に向けた、障害者に係る地域生活の支援及び家族の支援に関する研究

(2) 感覚器障害研究事業について

感覚器の障害について、その原因疾患・発症の機構（メカニズム）の解明とその予防、重症化防止方法、リハビリテーション手法、支援機器の開発等に資するため、平成9年度から感覚器障害研究を実施しているところである。

なお、平成14年度新規課題については、障害保健福祉総合研究事業と同様、平成14年1月15日から次の課題について公募し、現在、採択課題を決定するための事前評価作業を進めているところである。

<研究課題>

- ① 視覚、聴覚及び平衡覚の障害並びにそれらの重複障害に係る疫学的研究及びそれら障害に関する予防、医療、リハビリテーションに関する研究（ドライアイを除く）
- ② 視覚、聴覚及び平衡覚の障害並びにそれらの重複障害により廃した機能を代償する機器の開発及び改良に関する研究（人工網膜を除く）
- ③ 視覚、聴覚及び平衡覚の障害並びにそれらの重複障害の程度及び社会生活における障害の影響を評価する手法の開発
- ④ 視覚、聴覚及び平衡覚の障害に関連する感覚器官の疾病に関する研究

(3) こころの健康科学研究事業について

神経科学、分子生物学的手法及び画像診断技術等の最先端バイオ・メディカル技術を活用し、自殺や睡眠障害、自閉症などのこころの健康問題や、筋萎縮性側索硬

化症、パーキンソン病などの神経・筋疾患に対して、神経の発生に基づく病因の解明、遺伝子情報に基づく機能予測、疫学調査等を行うことにより、画期的な診断・予防法、治療法の研究開発を目的とする「こころの健康科学研究事業」を平成14年度より開始する予定である。

なお、平成14年度は3月下旬から約1ヶ月間、以下の内容で公募を行う予定であるので、関係者への周知についてご協力をお願いします。

(研究内容)

- ・ 脳の発達段階における脳の神経細胞の働きについて、神経科学、分子生物学、先端的画像処理機器を用いて解明し、自閉症や多動性障害などを含む児童思春期のこころの問題の早期発見・早期治療手法を確立するための研究。
- ・ 精神疾患を含むこころの健康問題について、分子生物学的な手法やゲノム技術等を活用した素因の解明等に関する研究。
- ・ 脳画像や内分泌・免疫機能などのモニタリング等、精神疾患を含むこころの健康問題の早期発見・早期治療のための客観的な診断手法の確立に関する研究。
- ・ 心理・行動療法、カウンセリング等の機序や効果等について、脳神経学・病理・生理学的に解明するための研究。
- ・ 大規模疫学調査による精神疾患を含むこころの健康問題の実態解明に関する研究。

(研究費の規模等)

1課題当たり 1,000 ～ 5,000 万円程度 (1年当たり)

研究期間 : 3年

新規採択予定課題数 : 20課題程度

6 高次脳機能障害支援モデル事業について

(1) 平成14年度予算

交通事故による頭部外傷や脳血管障害などによる脳の障害により生じた、脳皮質機能の記憶、思考、理解、言語、判断などの機能障害を持つ方に対して、試行的に医療やリハビリテーションを提供するとともに症例を集積・分析することにより、

ア 標準的な「評価基準」の策定と

イ 社会復帰や生活・介護のための「支援プログラム」の開発

を行う。「高次脳機能障害支援モデル事業」は、平成13年度から実施したところである。平成14年度予算案においては、厳しい財政状況の中、国立身体障害者リハビリテーションセンター実施分として32百万円、都道府県実施分として80百万円(前年度に比べ1カ所分10百万増)が計上されたところであり、3年を目処としているモデル事業の2年目として精力的な実施を図ることとしている。

(2) モデル事業の実施状況

平成13年度は、(1)北海道・札幌市、(2)宮城県、(3)千葉県、(4)埼玉県、(5)神奈川県、(6)名古屋市、(7)三重県、(8)大阪府、(9)岐阜県、(10)福岡県・福岡市・北九州市が、それぞれ、地方拠点病院等を指定し、そこを中核として、高次脳機能障害を有する方の治療、リハビリテーション、社会復帰などのための支援を試行的に実践しているところである。

また、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいては、

ア 高次脳機能障害を有する方に、实际的に診断、治療を提供するとともに、作業療法士や理学療法士など専門職員による機能回復訓練や社会適応訓練を実施し、

イ また、拠点病院等における症例に関する情報を集約するための「地方拠点病院等連絡協議会」を設けて、そこで標準的な「評価基準」や「支援プログラム」を検討しているところである。

具体的には、平成13年6月12日に「地方拠点病院等連絡協議会」を設置し、その

中に「評価基準作業班」、「訓練プログラム作業班」、「社会復帰・生活・介護支援作業班」、および各作業班を連絡調整する「合同作業班」を設けている。これまでに3回の協議会を開催し（第2回：平成13年7月27日、第3回：平成14年2月15日）、それぞれの作業班において集積すべき症例の対象やデータ・ファイルの項目などモデル事業の実施方法を検討し、症例を集積する作業を行っており、第3回の協議会の時点で109例が登録されたところである。

（3） 今後の予定等

平成16年度を目途として、モデル事業の成果を一般対策として活用していくために、平成15年の前半までには、モデル事業の中間報告をとりまとめ、標準的な「評価基準」とそれに基づく「支援プログラム」を確立したいと考えている。

平成16年度以降については、策定された「評価基準」や「支援プログラム」を全国に普及していくことにより、例えば、

ア 身近な地域の医療機関等においても、「評価基準」を用いて、高次脳機能障害を有する者の症状やその程度を評価し、その状態に最も適した訓練プログラムに基づくサービスを提供し、

イ また、精神障害者社会復帰施設等、地域における保健福祉資源を活用し、そこでモデル事業で開発された社会復帰支援や生活・介護支援のプログラムに基づくサービスを提供する体制の整備を図ることとなるものと考えている。

モデル事業の実施都道府県等におかれては、モデル事業に対して更なるご協力をお願いするとともに、実施いただいていない各都道府県等におかれても、モデル事業の趣旨や実施状況についてご了知いただき、管下の関係者に対して、適切な情報提供等をお願いしたい。

7 支援費制度について

(1) 支援費制度施行準備経費の創設について

本事業は、都道府県や市町村が行う支援費制度に関する各種準備に対し補助する事業であり、制度の円滑な施行を図ることを目的とした事業である。

なお、本事業の実施については、各都道府県、市町村の施行前準備に支障のないよう速やかに実施要綱をお示しし、協議書等の提出依頼を行う予定である。

支援費制度施行準備事業実施要綱(案)

1 目的

この事業は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)及び都道府県、指定都市、中核市(以下「都道府県等」という。)に対し支援費制度施行のために要する各種準備経費を補助することにより、支援費制度の円滑な施行に資することを目的とする。

2 実施主体

市町村及び都道府県等とする。

3 事業内容

(1) 市町村事業(指定都市、中核市を含む。)

市町村が行う以下のような支援費制度施行のための各種準備に対して補助を行う。

- ア 受給者証、受給者台帳、各種帳票等の作成
- イ 申請勧奨
- ウ 支援費制度施行に係る広報・啓発
- エ 障害程度区分の円滑な決定のための会議開催等
- オ その他支援費制度施行準備のために必要な事業

(2) 都道府県等事業

都道府県等が行う以下のような支援費制度施行のための各種準備に対して補助を行う。

- ア 市町村職員等に対する研修会の開催
- イ 障害程度区分決定の支援
- ウ 事業者情報の提供
- エ 支援費支給に係るシステムの開発(中核市を除く。)
- オ その他支援費制度施行準備のために必要な事業

4 経費の補助

この実施要綱による事業に要する経費については、別に定めるところにより国庫補助を行うものとする。

補助基準額(案)	厚生労働大臣が必要と認めた額
対象経費(案)	支援費制度施行準備事業に必要な報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助金の項、目	(項) 社会福祉諸費 (目) 在宅福祉事業費補助金
補助率	市町村事業 1/2 (負担割合 国1/2、市町村1/2) 都道府県等事業 1/2 (負担割合 国1/2、都道府県等1/2)

補助基準額は、厚生労働大臣が必要と認めた額とすることを予定しているが、市町村事業については人口規模をもとに5段階程度の傾斜配分を考えているところであり、追って正式にお示しする。

なお、都道府県等事業における支援費支給に係る事務処理システムの開発につい

て、情報機器の購入に係る経費は対象としないこと及び事業者情報に係る部分については、社会福祉・医療事業団におけるWAM-NETにおいてシステム開発をする予定であり、本事業の対象とはならないので留意願いたい。

(2) 自治体が支払事務処理等を電算処理システムにより行う場合の全国統一事項（標準化）について

支援費の請求から支払までの事務に関する電算処理システムの開発について、全国的に統一された取扱いが望ましい事項のうち番号体系等については、開発事業者団体のご協力を得て、国からその取扱いを今後推奨したいと考えているので、その際は、システムの開発に当たりご留意いただくようお願いする。

具体的には、システム化（電子化）のために全国統一（標準化）が必要な各種番号（受給者証番号、市町村番号、事業者番号等）の付番方法、各種コード設定やファイルフォーマット等を、全国会議等を通じて、順次お示しすることを検討している。

なお、1月10日の全国会議においてお示した様式（案）において、特に受給者証、請求関係様式については、システム化に対応するための修正を予定しているため、承知願いたい。

< 企画課国立施設管理室 >

国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関する施策を推進するため、医療から職能訓練まで総合的リハビリテーションを実施し、障害者福祉に関する技術的調査研究や実践に取り組み、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営されている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者（児）のリハビリテーションの需要等に応えるため、これら国立施設の訓練内容、処遇技術、情報提供、人材育成等の機能を有効に活用されるようお願いする。

また、平成15年4月の利用契約制度への移行に伴い、国立身体障害者更生援護施設への入所に当たっては、他の身体障害者更生援護施設への入所とは異なった手続きが必要となることから、利用契約制度への円滑な移行に向け、平成14年6月を目途に入所に関する取扱い規定（厚生労働省告示）の整備や通知の改正を行うこととしている。

なお、国立更生援護施設の概要については、**資料1**（P58）のとおりである。

1 国立身体障害者リハビリテーションセンター

国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいては、我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ① 総合的リハビリテーションの実施
- ② リハビリテーション技術の研究と開発
- ③ リハビリテーション関係専門職員の養成・研修の実施
- ④ リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤ リハビリテーションに関する国際協力

等を行っているところである。

特に、平成14年度においては、次の事業について重点的に取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当事業へのご理解とご協力方よろしくお願いしたい。

○ 高次脳機能障害支援モデル事業

当事業は、平成13年度からの3年計画のモデル事業として、外傷性脳損傷等により失語症、記憶障害、注意障害などの機能障害を有する障害者に対する取り組みとして、国立身体障害者リハビリテーションセンターが中心となり地方拠点病院等との連携のもと、これら患者に対する標準的な「評価基準」及び「支援プログラム」の確立を図ることを目的としている。

平成13年度には、北海道、札幌市、宮城県、千葉県、埼玉県、神奈川県、名古屋市、三重県、大阪府、岐阜県、福岡県、福岡市、北九州市の協力により、高次脳機能障害の症例の集積及び支援プログラムの作成に着手しているところであり、平成14年度においても引き続きご協力願いたい。

平成14年度には、

- ① リハビリテーションサービス事業として、試行的実践を通じて標準的な「評価基準」及び「支援プログラム」を作成し、中間とりまとめ
- ② 情報収集・提供事業として、国内外の高次脳機能障害者に係る統計資料等の収集及び情報提供
- ③ 研修事業として、具体的な研修カリキュラムの検討を実施することとしている。

2 国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター）は、人生の途中で失明された視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成する理療教育
 - ② 基礎的な日常生活動作等を修得させる生活訓練
- を実施しているところである。

については、これら各センターを各ブロックにおける視覚障害者のリハビリ施設として積極的に活用され、中途失明者等の視覚障害者の自立と社会参加への支援に努められたい。

3 国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター）は、重度身体障害者の自立と社会参加を促進するため、医学的管理の下に各種リハビリテーションを実施しているところである。

また、重度身体障害者更生援護施設のモデル施設として、特に脊髄（頸髄）損傷者を中心とした医学的リハビリテーション及び職能訓練等に重点的に取り組むほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援や専門職員等に対する実習・研修施設として重点的に機能しているところである。

については、これら機能を積極的に活用されるよう管下市町村、関係施設等に対する助言方をお願いする。

4 国立知的障害児施設（国立秩父学園）

国立知的障害児施設は、唯一の国立の知的障害児施設として、

- ① 知的障害の程度の著しい児童又は視覚等に障害のある知的障害児の保護・指導
 - ② 自閉症等の特有の発達障害を有する在宅の児童に対する「外来診療」及び「通園療育指導事業」
 - ③ 知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修
- を実施しているところである。

また、従来より自閉症等特有の発達障害を有する児童の療育に医療的対応から福祉的対応まで一貫して取り組んでおり、これら療育指導に係る技術の質的充実を図るとともに、その成果を全国に提供することにより自閉症等に対する正しい理解と社会福祉の増進を図っているところである。

平成14年度には、特に自閉症等対策として

- ① 自閉症等特有の発達障害を有する障害児（者）及び家族等に対する専門的な相談支援、療育サービス等を行う拠点として、全国の知的障害児施設等に附置される「自閉症・発達障害支援センター」（仮称）（詳細は、障害福祉課資料参照）において、相談支援、療育支援等に携わる職員の資質向上を図るための研修事業の実施
- ② 保護者を対象にした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的とした

「自閉症子育て支援セミナー」及び施設職員や教師等を対象にした実践を通じた療育援助技術の修得を目的とする「自閉症トレーニングセミナー」の内容充実など、自閉症等の特有の発達障害を有する児童等に対する療育支援の取り組みを強化することとしている。

については、当学園の実施する研修事業等への積極的な参加について、管下市区町村、関係施設に対して助言方お願いする。

また、平成12年6月に知的障害者福祉法が改正され、平成15年4月から知的障害福祉に関する事務について市町村への委譲が行われることにより、知的障害者更生相談所の業務として、新たに市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要とする援助等を行うことが加わり、従来にも増して専門的知識が必要とされることとなった。

このため、平成13年度より国立秩父学園において、知的障害者更生相談所の専門職員に対する研修会を実施しているところであるので、当該研修事業への参加についても、管下市町村、関係機関等に対して助言方お願いする。

5 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)は、昭和55年8月に、「国際障害者年の記念事業」として閣議決定され、国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、各種の生活相談、障害者施策等に関わる職員の研修、情報提供・啓発事業等を行っている。

相談事業は、身体障害者に関係する各種相談(年金、生活、就職、補装具等)を実施しており、来所、電話、文書、電子メールなどにより相談に対応しており、特に年金相談については、全国で唯一の障害者を対象とした専門相談窓口である。

また、全国の身体障害者福祉センター職員等を対象に、職務上の必要な知識、援助技術等を習得させることを目的とした研修事業を実施している。

管内の障害者福祉の推進、身体障害者福祉センター職員の質的向上等を図るため、これら事業を有効に活用されるよう管下市区町村、関係施設、団体等への助言方お願いする。

【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621
E-mail toyama@mub.biglobe.ne.jp
URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

6 専門職員の研修について

(1) 身体障害者リハビリテーション関係専門職員

身体障害者に対して有効なリハビリテーションを実施するためには、広範な領域にわたる福祉関係専門職員が互いに連携して取り組むことが重要である。

近年、身体障害者の高齢化とともに、障害の重度化、重複化の傾向にあり、一方、リハビリテーションニーズも複雑・多様化してきている。これらに対応するため、身体障害者のリハビリテーションに従事する各種専門職員の資質の向上を図ることが重要な課題となっている。

このため、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院及び全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）においては、リハビリテーション専門職員の研修事業を実施しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市におかれても、これらの研修事業を積極的に活用するようお願いする。

ア 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院は、国家資格である義肢装具士や言語聴覚士の養成をはじめ、身体障害者のリハビリテーションに従事する専門職員の研修を資料2（P61）のとおり実施することとしているので、市区町村等関係機関、施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

イ 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修

全国身体障害者総合福祉センターにおいては、国の委託事業として身体障害者

福祉関係職員の研修を資料3(P64)のとおり実施することとしているので、市区町村等関係機関、各施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願ひしたい。

(2) 知的障害関係専門職員

近年、知的障害者の高齢化、重度化等に伴い、その関係専門職員の資質向上を図ることは重要な課題となっている。

このため、国立秩父学園附属保護指導職員養成所において、知的障害関係福祉施設等において保護指導の業務に従事する職員の資質向上を図るための研修を資料4(P67)のとおり実施することとしているので、管下市区町村、関係機関等への周知及び積極的派遣について助言方よろしくお願ひしたい。

< 企画課社会参加推進室 >

1 障害者の社会参加促進事業について

障害者が住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できる環境を整備することは、「完全参加と平等」の理念を実現するうえで極めて重要である。このため、従来よりその推進にご尽力いただいているところであるが、平成14年度における障害者の社会参加促進事業については、以下の方針により実施することとしているので、各都道府県市の実情に応じた積極的な取り組みにより、一層の促進を図られたい。

なお、事業の実施に当たっては、身体、知的、精神の各障害分野の需要を適切に反映した事業量の確保を図るとともに、(1)、(2)の事業については、より効果的な実施を図るため、当事者団体の代表者等が参画する障害者社会参加推進センターを活用して実施することが適当であること。

(1) 障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業

ア 基本事業

平成14年度予算(案)においても、障害者が地域で自立した生活を送るうえで欠かすことのできない生活訓練、コミュニケーション手段の確保等にかかる事業について、引き続き推進を図ることとしている。また、盲導犬の新規育成頭数の増を図ることとしているので、障害者の需要を踏まえ、今後とも積極的な取り組みをお願いする。

イ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を試行的に実施しているところであるが、各都道府県・指定都市における早急な取り組みを支援するために、平成14年度予算(案)においては、実施か所数を30県・市とする予定である。

現在、本試行事業を未実施の都道府県・市については、社会福祉法人全国盲ろう者協会が行う「盲ろう者在宅福祉推進事業(社会福祉・医療事業団助成事業)」が実施されているところであるが、本試行事業の全国実施に向け事業の

実施及び必要な予算の確保について、早急に検討願いたい。

なお、本事業の国庫補助に当たっては、派遣対象者、派遣事由、手当額、事業の実施方法等について、各都道府県・指定都市の実情に即した弾力的な事業の実施に配慮することとしているのでご了知の上、盲ろう者団体等の意見を踏まえ、積極的な取り組みをお願いしたい。

ウ 障害者の情報バリアフリーの推進

情報通信技術（IT）の活用の推進については、政府が一体となって取り組んでいるところであるが、障害者施策においても、情報通信技術の利用機会や活用能力の格差（デジタル・ディバイド）是正の観点から、障害者の情報バリアフリーを推進しているところである。このため、平成13年度より、在宅の重度視覚障害者等が情報機器を使用する際に、障害あるが故に必要な周辺機器及びソフト等を購入する場合、それに要する費用の一部を助成する「障害者情報バリアフリー化支援事業」を予算化しているところであるが、一部県・市については、未実施のところもあるので、早急な実施をお願いしたい。

また、平成14年度予算（案）においては、①地域において、パソコンや周辺機器等の使用方法等についての支援を行うパソコンボランティアを養成し、個々の障害者の求めに応じてこれを派遣する「パソコンボランティア養成・派遣事業」、②企業等から譲り受けたパソコン機器等をリサイクルし、希望する障害者に無償で斡旋する「パソコンリサイクル事業」を新たに実施する予定であるので、「障害者情報バリアフリー化支援事業」と併せ、障害者の情報バリアフリーの総合的な推進を図るよう、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、「パソコンボランティア養成・派遣事業」の実施に際しては、障害の特性に応じたパソコン操作等に熟知している指導者が必要となることから、平成13年度においては、国際障害者交流センターにおいて「障害者パソコンボランティア指導者養成事業」を開催したところであり、さらに平成14年度からは、（財）日本障害者リハビリテーション協会においても「パソコンボランティア指導者養成事業」が実施される予定である。

これら事業は、年に数回実施することとしており、「パソコンボランティア養成・派遣事業」の円滑な実施にあたり、これら指導者養成事業の活用にもご配慮願いたい。

○ パソコンボランティア養成・派遣事業の概要

I パソコンボランティア養成事業

1 事業内容

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成する事業

2 養成対象者

パソコンに習熟し、障害者等への支援に熱意を有する者のうち、実施主体が適当と認めた者

3 実施方法等

講習会等の方法により、概ね次の内容について講習を実施する。

- (1) 障害者福祉の基礎知識
- (2) 障害者の情報入手と活用
- (3) パソコンボランティア活動の実際
- (4) 支援技術に関する実習

4 パソコンボランティアの登録

- (1) 実施主体は、講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て、パソコンボランティアとして登録を行う。登録したパソコンボランティアについては、これを証明する証票を交付するとともに、本人のパソコンボランティアとしての活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付する。
- (2) 活動ができなくなったパソコンボランティアについては、証票を

返還させ登録を抹消すること。

II パソコンボランティア派遣事業

1 事業内容

障害者等のパソコン機器等の使用を支援するため、障害者等の申し出により登録されたパソコンボランティアを派遣する事業

2 派遣対象者

実施主体が必要と認めた障害者等

3 留意事項

- (1) パソコンボランティアは、障害者等の人格を尊重して活動するとともに、活動上知り得た秘密は守ること。
- (2) 手当等について必要な場合には実施主体が定めること。

○ パソコンリサイクル事業の概要

1 事業内容

不要となったパソコン機器等について、これを必要とする障害者等に斡旋する事業

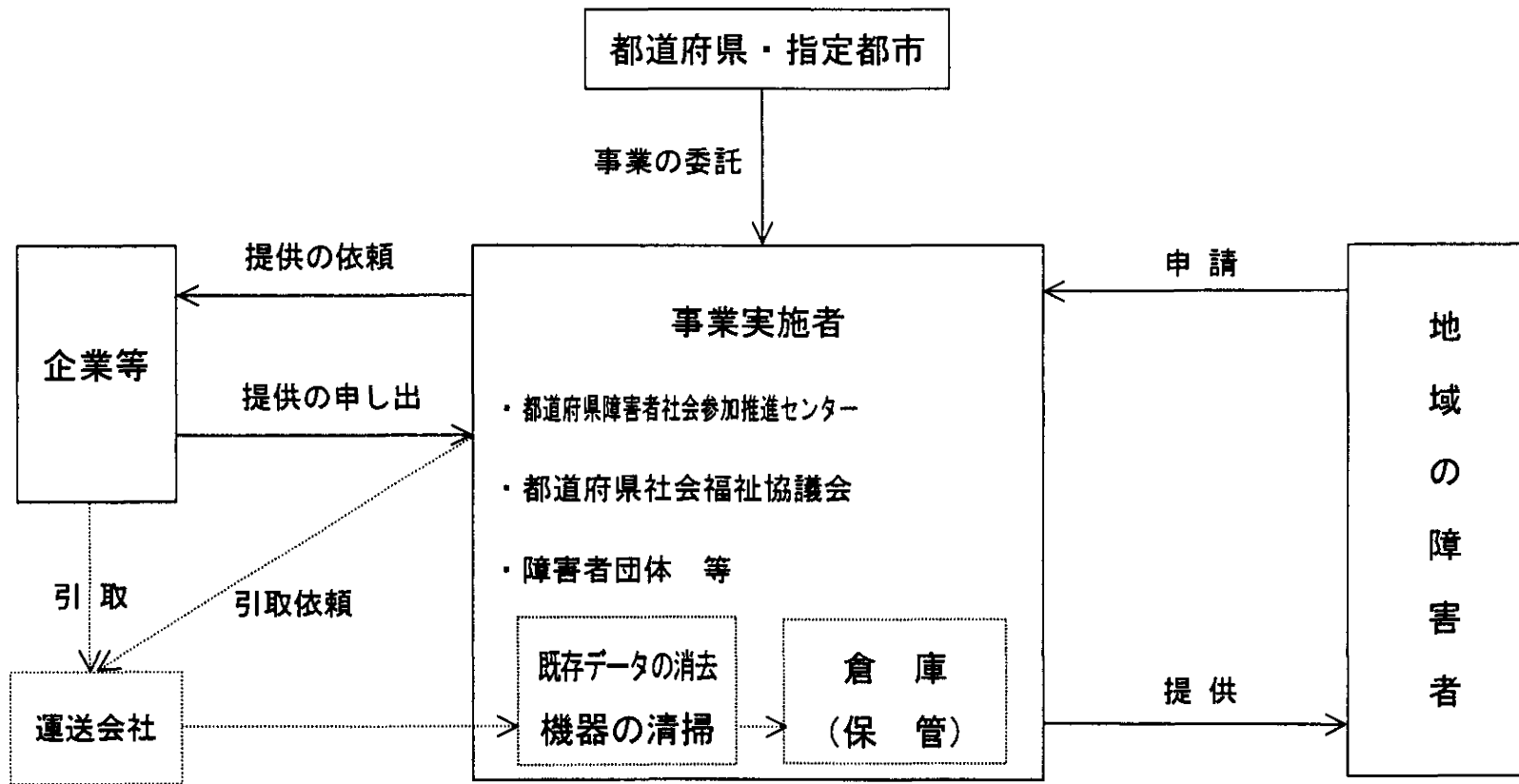
2 対象者

斡旋を希望する障害者等のうち、実施主体が適当と認めた者

3 実施方法等

- (1) 実施主体は、パソコン機器等の提供を申し出た企業及び個人ユーザー等から、これら機器等を譲り受ける。
- (2) 実施主体は、必要に応じ、譲り受けたパソコン機器等の清掃、データ及びソフトウェアの消去等（ソフトウェアについては、メーカーの承諾がある場合等を除く。）を行い、併せて適切にこれを保管する。
- (3) 実施主体は、斡旋を希望する障害者等からの申請に基づき、パソ

パソコンリサイクル事業の概要図



コン機器等の提供の決定を行う。

4 留意事項

(1) 実施に当たっては、著作権法等に抵触しないよう、メーカー等と十分調整のうえ実施すること。

(2) パソコン機器等の引渡し等に要する費用については、原則として受取る者の負担とすること。

エ 事業実施に当たっての留意事項

(ア) 手話通訳関係事業について

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、今後とも、手話通訳の養成及び派遣事業について、さらに取り組みを充実するとともに、一定の水準の手話通訳者等の養成に資するため平成10年度に策定した手話奉仕員・通訳者の養成カリキュラムに基づき、手話奉仕員と手話通訳者を明確に区分し、より積極的な推進を図られたい。

手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているが、各都道府県・指定都市の実施状況を見ると、未だ十分とはいえない実施主体もあるので、早急な対応に努められたい。

具体的な設置については、それぞれの公的機関に設置することが望ましいが、特定の場所に常設することが困難な場合には、例えば、都道府県の聴覚障害者団体に手話通訳者を配置し、その者が必要に応じて公的機関に赴いて行う等、創意工夫した設置を検討されたい。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管下市町村に対し、十分な指導をお願いする。

また、手話通訳の設置に当たっては、より高度な通訳技術を有する者を選任するよう、特段の配意をお願いする。

(イ) 盲導犬育成事業について

視覚障害者の重要な移動手段である盲導犬の育成については、従来よりご尽力いただいているところであるが、実働頭数をみると、現状は貸与希望者の要望を十分満たす水準とはいえない状況にある。

各都道府県におかれては、今後盲導犬の一層の普及を図るため、盲導犬の貸与を希望する視覚障害者の把握に努めるとともに、必要な頭数を確保できるよう予算措置等に格別の配慮をお願いする。

(ウ) 点字による即時情報ネットワーク事業について

本事業については、(福)日本盲人会連合から発信される毎日の新聞情報等を、地域の視覚障害者に点字物等として提供するものとして従来より実施されているところであるが、平成11年度第2号補正予算において、全国の点字図書館等に整備された「電話ナビゲーションシステム」を本事業に活用する場合は、当該システムの運用に係る経費を補助対象として差し支えないこととするので、ご承知願いたい。

(2) 「障害者の明るいくらし」促進事業

ア 事業の一層の推進

本事業は、都道府県障害者社会参加推進センター設置事業等の必須事業を始め、情報支援、スポーツ振興支援、啓発広報等、在宅の障害者が地域において共に暮らし、また、生活の質的向上を図るために重要な事業であることから、今後とも引き続き、事業の一層の推進に努められたい。また、事業の実施に当たっては、管下の障害者社会参加推進センターと緊密な連絡・調整を図り、身体、知的、精神の各障害分野の需要を踏まえつつ、均衡のとれた事業が実施できるよう配意願いたい。

イ 障害者芸術・文化祭開催事業の実施

障害者の芸術・文化の振興に関しては、障害者の生活を豊かにし、QOLをより一層高める観点から、障害者施策に関する長期行動計画及び障害者プランの中でも積極的に取り組むべき課題とされている。

このため、平成13年度より本事業を創設し、全国規模で障害者の芸術・文化活動を振興することとしたところであり、第1回芸術・文化祭は昨年12月に大阪府で開催されたところである。また、第2回は岐阜県で開催される予定となっており、詳細は別途通知することとしているので、開催及び作品募集等の周知について、特段の協力方を願います。

なお、本事業は、都道府県持回り式で毎年1回障害者芸術・文化祭を開催するものであるため、平成15年度以降の開催について、積極的なご検討を願います。

ウ 事業実施に当たっての留意事項

(ア) 「障害者110番」運営事業について

本事業は、障害者の権利擁護等、各種の相談に対応するためのものであるため、事業の実施に当たっては、障害者団体や障害者相談員等との連携を図りつつ、相談窓口の開設時間等については障害者等が利用しやすいように配慮すること。

(イ) 相談員活動強化事業について

本事業は、身体障害者相談員及び知的障害者相談員等の相談対応能力の向上と各相談員間の連携強化を目的としていることから、事業の実施に当たっては、具体的な事例を用いる等効果的な手法による研修を行い、真に必要な相談援助技術及び相談能力の研鑽が行われるよう配慮されたい。

(3) 市町村障害者社会参加促進事業

本事業は、障害者の最も身近な市町村において障害者の自立と社会参加を促進するために行うものであり、障害者プランに基づき、概ね人口5万人規模を単位として実施することを目標として推進しているが、平成14年度予算(案)においては、引き続き事業の着実な推進を図るため、新たに70か所増の合計510か所で実施を予定している。

なお、人口規模が小さいこと等により、市町村が単独で実施することが困難で

ある場合には、障害保健福祉圏域内における複数市町村による共同事業として実施するなど、広域的な取り組みが必要である。したがって、今後ともこうした形での事業実施が必要な地域に対する指導並びに調整に努められ、事業の一層の推進を図るようご尽力願いたい。

また、人口5万人以上の市においても、未だ取り組みが行われていない市もあるので、平成14年度の実施に向けて特に重点的な指導をお願いしたい。

(4) 市町村障害者生活支援事業

本事業は、①在宅福祉サービス等の利用援助、②社会資源の活用や障害者自身の社会生活力を高めるための支援、③当事者相談等を総合的に実施することで障害者の地域生活を支援するものであり、また、平成15年4月より施行される支援費制度のもとでは、利用者に対する相談支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

障害者プランにおいては、障害保健福祉圏域（概ね人口30万人）に概ね2か所を目途に行うこととしており、平成14年度予算（案）では、事業の着実な推進を図るため、新たに30か所増の合計285か所で実施を予定している。

しかしながら、本事業については全体に取り組みが低調であり、特に人口規模の小さい市町村において、その傾向が顕著である。小規模市町村にあつては、この事業がその全部又は一部を身体障害者療護施設等を運営している社会福祉法人等に委託することも可能であることから、障害保健福祉圏域内の複数市町村による共同実施について指導及び調整に努められ、事業の一層の推進を図られたい。

なお、平成14年度においても、単独実施が可能な概ね人口15万人以上の市について、特に本事業の実施が促進されるよう重点的かつ積極的な指導をお願いしたい。また、広域実施の場合の核として期待される人口10万人以上の市についても、周辺町村を含めた共同実施について検討するとともに、その調整に時間を要する場合には先行的に単独で開始することも含め積極的な指導をお願いしたい。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮した公共施設の有効

活用や手話通訳者の配置など、障害者の円滑な利用に資する環境づくりにも十分
配意願いたい。

(5) バリアフリーのまちづくり活動事業

本事業については、平成13年度予算において「障害者や高齢者にやさしいま
ちづくり推進事業」の一部事業内容を見直し、新たに実施することとしたところ
である。

本事業は「まちづくり活動事業」（ソフト事業）と「障害者等生活環境基盤整
備事業」（ハード事業）により構成されているが、国庫補助に当たっては、ソフ
ト事業又はハード事業のみの実施も可能とすること等、実施市町村の実情に即し
た弾力的な実施にも配慮しているので、改めて管下市町村に周知願うとともに、
地域のバリアフリー化に際して本事業の積極的な活用について配意願いたい。

2 障害者スポーツの推進について

(1) 障害者スポーツの動向

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、パラリンピックに代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。このような状況の下、これからの障害者スポーツについては、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技性を加味したスポーツとして意義づけ、障害者全体のスポーツの振興を図っていく必要がある。

また、一昨年改正された身体障害者福祉法（第21条の4）において、地方公共団体は障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業の実施をするよう明確に位置づけられたことから、平成13年11月21日障発第529号厚生労働省障害保健福祉部長通知「障害者スポーツの振興について」により、事業実施に当たっての留意事項を示すとともに、障害者スポーツの中核組織である財団法人日本障害者スポーツ協会の役割を明確にしたところである。

各都道府県・指定都市におかれては、これらを踏まえ、日本障害者スポーツ協会をはじめ管下障害者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の振興に努められたい。

(2) 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会の設置と障害者スポーツ指導員の養成

都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツ振興の中核として重要な役割を担っており、多くの県・市では既に設置されているところである。

しかしながら、未だ設置されていない県・市が見受けられるので、地域スポーツの振興という観点から、その組織づくりについて積極的に取り組まれたい。

また、障害者スポーツ指導員については、従来から「障害者の明るいくらし」促進事業により初級スポーツ指導員及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、全国的には質・量ともに十分とはいえない状況にあるので、

今後とも引き続きその養成に努められたい。

(3) 障害者スポーツ大会の開催

ア 全国障害者スポーツ大会

平成14年度に開催される第2回全国障害者スポーツ大会は次のとおりであるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配意願いたい。

なお、当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技選手参加枠は別紙のとおりであるので、了知されたい。

○ 第2回全国障害者スポーツ大会（「よさこいピック高知」）

会 期：平成14年11月9日（土）～11日（月）

主 催：厚生労働省、高知県、（財）日本障害者スポーツ協会他

開催地：高知市、南国市、土佐市他

イ 国際大会

平成14年度に開催される国際大会は次のとおりであるので、各都道府県・指定都市におかれては選手の育成、強化並びに派遣に係わる便宜の提供等について格段の配慮を願いたい。

○ 名 称：2002年国際知的障害者スポーツ連盟（INAS-FID）サッカー世界選手権大会

会 期：平成14年8月8日（木）～25日（日）

開催地：東京都、神奈川県及び横浜市

主 催：国際知的障害者スポーツ連盟

アイナスエフアイディサッカー世界選手権大会日本組織委員会

- 名 称：2002年世界車椅子バスケットボール選手権大会・北九州
会 期：平成14年8月23日（金）～9月1日（日）
開催地：福岡県 北九州市
主 催：国際車椅子バスケットボール連盟
日本車椅子バスケットボール連盟
北九州市

- 名 称：第8回釜山フェスティック競技大会
会 期：平成14年10月26日（土）～11月1日（金）
開催地：大韓民国 釜山
主 催：釜山フェスティック競技大会組織委員会

- 名 称：第15回世界ろう者冬季競技大会
会 期：平成15年2月27日（木）～3月9日（日）
開催地：スウェーデン サンスバル
主 催：国際ろう者スポーツ委員会

第2回全国障害者スポーツ大会
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	33	43	76	鳥取県	11	16	27
青森県	12	19	31	島根県	12	19	31
岩手県	12	17	29	岡山県	18	25	43
宮城県	21	32	53	広島県	18	25	43
秋田県	11	16	27	山口県	17	23	40
山形県	11	15	26	徳島県	12	18	30
福島県	16	20	36	香川県	13	18	31
茨城県	17	25	42	愛媛県	16	23	39
栃木県	13	19	32	高知県	55	82	137
群馬県	13	19	32	福岡県	19	27	46
埼玉県	27	44	71	佐賀県	9	16	25
千葉県	19	31	50	長崎県	14	22	36
東京都	57	80	137	熊本県	17	23	40
神奈川県	18	27	45	大分県	13	16	29
新潟県	16	24	40	宮崎県	12	17	29
富山県	10	14	24	鹿児島県	18	24	42
石川県	10	14	24	沖縄県	11	18	29
福井県	9	12	21				
山梨県	9	11	20	札幌市	15	18	33
長野県	16	22	38	仙台市	18	28	46
岐阜県	15	22	37	千葉市	7	11	18
静岡県	25	39	64	横浜市	16	25	41
愛知県	22	37	59	川崎市	8	12	20
三重県	13	18	31	名古屋市	14	20	34
滋賀県	10	16	26	京都市	15	18	33
京都府	11	16	27	大阪市	18	24	42
大阪府	30	48	78	神戸市	13	16	29
兵庫県	23	32	55	広島市	12	18	30
奈良県	11	16	27	北九州市	10	16	26
和歌山県	12	14	26	福岡市	9	14	23
				合計	962	1,394	2,356

3 補装具給付事業の円滑な実施について

(1) 基本事項

補装具給付事業については、「補装具給付事務取扱指針」（平成12年3月31日障第290号）を踏まえながら、障害者（児）の身体状況の把握はもとより、住環境、職業上・学業上等の個々の事情等についても配慮し、ニーズに即した補装具を給付することが求められている。

したがって、下記の点について、管下市町村に対し改めて周知願いたい。

- ① 申請者の希望を尊重することは必要であるが、本事業は公的給付事業であることから、2個目の交付判断については、職業上又は学校教育上等の理由により特に日常生活用のものとは別のものを使用する必要性の有無について、十分な検討がなされる必要があること。
- ② 個別に製作を必要とするものについては、製作業者の選定についても、極力、ユーザーの希望を尊重することが望ましいこと。
- ③ 既製品の交付決定に当たっては、通常の販売価格よりも受託報酬の額が高額となることのないよう留意されたいこと。
- ④ 給付申請を却下する場合には、「却下決定通知書」により、実施主体としての明確な理由を説明する必要があること。
- ⑤ きめ細かなサービスの提供及びユーザーの利便性を考慮し、必要な契約業者数の確保に努めること。

(2) 介護保険制度との適用関係

介護保険法の施行に伴い、高齢障害者等が介護保険制度において貸与される福祉用具の種目と共通する補装具の交付を希望する場合には、介護保険制度による福祉用具の貸与を受けることが原則として優先するため、本制度において給付することを要しないこととなっている。

ただし、身体状況等からみて既製品では対応できず、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に

基づき、その要否の検討を行って差し支えないこと、としているところであるが、必ずしもこの考え方が浸透していないので、再度、管下市町村に対し周知徹底願いたい。

なお、オーダーメイド車いすの使用者が更新しようとする場合などは、この手続きによることとして差し支えない。

(3) 次期告示改正の概要

最近の材料費及び人件費並びに一般市価の動向に対処し、価格の改定を行うこととしている。

価格以外の主な改正点は、次のとおり。

- ① 車いすの「手動チェーン型」及び「リクライニング手動チェーン型」については、交付基準から削除することとする。

なお、これらのものを真に必要としていると判断した場合には、基準外補装具として交付することができるものであること。

- ② 手動による自走能力を有していても生活環境等の理由により電動車いすが交付される場合はあるが、そのような者に対しては「残存能力を活かすことができる品目」の交付について検討が行われるべきであること。

したがって、このような者を対象とする電動車いすとして、現行の「簡易型『電動・手動の切り替え操作ができるもの』」に加え、新たに『手動力を電動力で補うことができるもの』を取り入れることとする。

なお、併せて「簡易型」を「手動兼用型」に改めることとする。

4 「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラムについて

「アジア太平洋障害者の十年」（1993年～2002年）の最終年にあたり、（財）日本障害者リハビリテーション協会など7団体が主唱する「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム組織委員会が3つの国際会議の開催を予定しており、この開催には、障害者施策推進本部（本部長 内閣総理大臣）としても、関係行政機関が必要な協力をする旨の申合せを行っているところであり、各都道府県・市におかれてもこのフォーラムの趣旨にご理解をいただくとともにご支援を賜りたい。

また、このフォーラムにおける主要な事業としては、3つの国際会議の開催とともに、市町村障害者計画の策定や欠格条項総点検についての国内推進キャンペーンを行うことが計画されているが、特に国内推進キャンペーンについては、昨年12月より本年1月にかけて全国の都道府県・市町村を対象として行った「障害者計画の策定・実施状況と欠格条項の実態に関する調査」をとりまとめ、各自治体及び各都道府県障害者社会参加推進センターに情報提供を行うとともに、この結果を踏まえ、障害者団体が自治体との連携のもと、より良い障害者計画の策定並びに実施に資するという観点から情報交換を進めていくこととされているので、各都道府県・市におかれては、このような趣旨をご了知の上、必要な協力についてご配慮願いたい。

○ 最終年記念国際会議

① 第6回DPI世界会議札幌大会

- ・開催期日 平成14年10月15日（火）～18日（金）
- ・開催地 北海道札幌市

② 第12回RIアジア太平洋地域会議

- ・開催期日 平成14年10月21日（月）～23日（水）
- ・開催地 大阪府堺市

③ 「アジア太平洋障害者の十年」推進キャンペーン大阪会議

- ・開催期日 平成14年10月21日（月）～23日（水）
- ・開催地 大阪府堺市

5 国際障害者交流センターについて

「国連・障害者の十年」を記念する施設として、大阪府堺市に建設された国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）については、平成13年3月に竣工、同年9月に開館したところである。

この施設は、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者の文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成14年度においては、以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成13年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

【平成14年度実施予定事業】

1 手話通訳者現任研修等事業

手話通訳に関して、手話通訳士の養成及び資質と技術の向上を図る。

2 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

3 災害支援ボランティアリーダー養成事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

4 障害関係福祉情報等提供事業

記念施設において開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等。

5 障害者芸術・文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

6 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

なお、施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行等の宿泊先として、積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

【施設の概要】

- 1 名称及び愛称 「国際障害者交流センター」(ビッグ・アイ)
- 2 所在地 大阪府堺市茶山台1-8-1(泉北ニュータウン泉ヶ丘地区)
(新幹線新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で
約55分：泉ヶ丘駅下車徒歩3分。)
- 3 施設規模 地上3階地上1階建て
敷地面積 約8,000㎡ 延床面積 約12,000㎡
- 4 主な施設内容
 - 多目的ホール
[客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席(うち車椅子席最大約300席)]
 - 宿泊室 35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)
 - 大・中・小会議室、バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)
 - レストラン(50席)、駐車場
- 5 障害者のための特別な機能
 - 大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール
 - 館内自動音声案内設備
 - 広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
 - 文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
 - 光点滅式避難誘導設備 等
- 6 施設の利用予約及び料金等の問い合わせ先

財団法人 大阪府地域福祉推進財団 国際障害者交流センター

TEL：072-290-0900

FAX：072-290-0920

ホームページアドレス：<http://big-i.jp>

6 介助犬等について

障害者の日常生活動作を補う役割をもつ介助犬、聴導犬については、近年、社会的関心が高まってきており、また、昨年の臨時国会において、議員立法により、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ること等を目的とする「身体障害者補助犬法案」が提出され、継続審議となっているところである。

厚生労働省においては、昨年7月の「介助犬に関する検討会報告書」を受け、現在、「介助犬の訓練基準に関する検討会」を設置し、具体的な訓練基準等についての検討を行っているところであり、更に聴導犬についても今後同様の検討を行う予定としている。この間、各都道府県市には、育成団体に関する実態調査の実施等お手を煩わせているところであるが、今後、介助犬等に関する情報等については、適宜提供していくのでご留意願いたい。

7 手話通訳技能認定試験について

平成13年度の第13回手話通訳技能認定試験は、平成13年9月に第一次試験が行われ、同年12月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成14年3月29日（金）に合格者の発表が行われる予定である。

平成12年度までの認定試験の合格者の累計は全国で1,077人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑、多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業」の「手話通訳者特別研修事業」を積極的に活用する等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。

< 企画課監査指導室 >

1 平成14年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）を参考に適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県は、監査マニュアルの作成及びこれらの研修を行うこと等により、当該監査担当職員の資質の向上、均一な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成14年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制及び新任職員等に対する研修等が実施されているかについて指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等審査の徹底

支給要件の審査に当たって、身分関係及び生計維持関係については、戸籍、住民票のほか、別居監護の場合には、必要な証明書により確認し、また、所得状況については、課税台帳等により確認するよう的確な審査を行うよう指

導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定は、障害程度認定基準（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特障害者手当の障害程度認定基準について」を踏まえた適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確な所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の実施の徹底

受給資格者について社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況及び死亡等を的確に把握するため、市町村及び福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者に対する資格喪失届出の提出義務についても周知徹底を図るよう指導されたい。

(2) 障害福祉施設等に対する指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査について

(ア) 障害福祉施設に対する指導監査は、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成12年6月26日障第496号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の別添1「障害福祉施設指導監査指針」を参考に適正な指導監査の実施に努められたい。

(イ) 障害福祉施設は施設種別が多種であり、施設種別によっては、その目的、機能等が異なるので、これら障害福祉施設の指導監査を行うに当たっては、知識経験を有する監査担当職員の確保及び資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られるよう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにある

ので、各種の障害を有する入所者個々の人権を尊重した適切な処遇が確保されているかをどうか重点を置いた指導監査を実施するとともに、職員の資質の向上のための研修及び福利厚生等の士気高揚策等の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着化により入所者処遇の向上が図られるよう指導方願います。

イ 施設入所措置事務等実施機関に対する指導監査について

施設入所措置事務等実施機関に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成12年6月26日障第496号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別添2「入所措置事務等実施機関指導監査指針」を参考に適正な指導監査に努められたい。

(3) 精神病院に対する指導監督について

精神病院に対する指導監督については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施することとしているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に関する行政事務指導監査において、精神病院を实地検証した結果、一部の精神病院に対して、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図り、指導方法に創意工夫を凝らした、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

2 平成14年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成14年度に都道府県に対して行う指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了承願いたい。

(2) 精神保健福祉法に関する行政事務指導監査について

精神保健福祉法に関する行政事務指導監査の実施計画については、平成14年度においても、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等に関する行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いします。

また、当該指導監査については、平成14年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・各指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査が円滑に行えるよう特段の配慮をお願いします。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、連名簿等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

3 その他

障害福祉施設等に係る指導監査の平成13年度の実施状況報告等の提出については、今年度と同様、別途通知するので提出方をお願いします。

(別紙1)

平成14年度 障害福祉関係（特別児童扶養手当等）指導監査実施計画（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画 （案）		愛知県 茨城県 (2)	栃木県 島根県 (2)	青森県 群馬県 岩手県 (3)		山口県 福島県 北海道 (3)	新潟県 福岡県 神奈川県 (3)	宮城県 石川県 静岡県 (3)	岐阜県 秋田県 愛媛県 (3)	沖縄県 鹿児島県 (2)	香川県 熊本県 (2)	

(注) 上記の予定は、都合により変更することもありうる。

平成14年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画
(精神保健福祉法関係)

実施計画	都道府県・指定都市	備考
各都道府県・市 実施月を定め別 途通知	<p>(都道府県) [23]</p> <p>宮城県 茨城県 群馬県 埼玉県</p> <p>東京都 神奈川県 長野県 岐阜県</p> <p>静岡県 愛知県 滋賀県 大阪府</p> <p>兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県</p> <p>島根県 岡山県 香川県 福岡県</p> <p>佐賀県 長崎県 大分県</p> <p>(指定都市) [6]</p> <p>札幌市 横浜市 大阪市 神戸市</p> <p>広島市 北九州市</p> <p>[合計 29]</p>	<p>(注)</p> <p>対象都道府 県・市につい ては、都合に より変更する ことがある。</p>

※ 平成13年度の対象都道府県・市については、指導監査の結果を踏まえ、平成14年度において追加して実施する場合がある。

資料

< 企画課 >

1 障害者プランの進捗状況調 ～平成12年度末実績～

区 分	7 年 度	12 年 度	目 標 値 (平成14年度)
地域生活援助事業 (グループホーム) ・福祉ホーム	5,347人分	15,423人分	20,060人分
授産施設・福祉工場	41,783人分	61,583人分	67,570人分
重症心身障害児(者)等の通園事業	307か所	582か所	1,238か所
精神障害者社会適応訓練事業	3,770人分	4,404人分	5,280人分
精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	1,660人分	4,499人分	6,000人分
市町村障害者生活支援事業	(8年度から実施)	160か所	690か所
障害児(者)地域療育等支援事業	(8年度から実施)	302か所	690か所
精神障害者地域生活支援センター	(8年度から実施)	215か所	650か所
訪問介護員 (ホームヘルパー)	(既設置分に上乘せ)	(専任) 31,773人増 (兼任) 6,200人増	45,300人増
短期入所生活介護(ショートステイ)	1,082人分	3,013人分	4,650人分
日帰り介護施設 (デイサービスセンター)	501か所	918か所	1,010か所
身体障害者療護施設	17,169人分	23,349人分	25,000人分
知的障害者更生施設	84,490人分	99,399人分	95,600人分

- (注) 1. 本資料は各都道府県・指定都市・中核市に依頼し、提出のあった数値を集計したものである。
 2. 施設については、平成13年3月31日現在において事業を実施又は完成した施設の定員である。
 3. 事業については、平成13年3月31日現在実施しているカ所数である。
 4. 障害者プランは、平成8年度から平成14年度までの7か年計画である。

2 地方障害者計画の策定状況

都道府県・指定都市障害者計画(基本計画)の策定状況(1)

(13.3.31現在)

都道府県	計 画 の 名 称	策 定 年 月	計 画 年 度	数値 目標	精神 障害	見直し 予定
北海道	障害者に関する新北海道行動計画	5.2	5～14	無	有	
青森県	障害者対策に関する新青森県長期行動計画	5.3	5～14	有	有	検討中
岩手県	岩手県障害者プラン	13.3	12～22	有	有	
宮城県	みやぎ障害者プラン	10.3	10～17	有	有	
秋田県	あきた2010チャレンジ・プラン	13.3	13～22	有	有	
山形県	新山形県障害者福祉行動計画	5.3	5～14	無	有	15.3
福島県	福島県障害者計画	6.3	6～15	無	有	
茨城県	障害者福祉に関する新長期行動計画	6.3	5～14	無	有	15.3
栃木県	とちぎ障害者福祉プラン	10.3	10～14	有	有	15.3
群馬県	群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン2～	13.3	13～17	有	有	
埼玉県	障害者対策に関する埼玉県長期計画	6.3	5～14	有	有	
千葉県	千葉県障害者施策新長期計画	7.4	7～16	有	有	
東京都	東京都障害者計画	10.4	9～17	有	有	
神奈川県	第二次障害福祉長期行動計画	6.10	6～15	有	有	検討中
新潟県	新潟県健康福祉計画	13.3	13～17	有	有	
富山県	新富山県民総合計画	3.3	3～12	有	有	13.3
石川県	石川県障害者計画	8.2	8～17	有	有	13年度
福井県	福井県第三次障害者福祉長期計画	12.3	12～21	有	有	
山梨県	山梨県障害者幸住計画	6.3	6～15	無	有	
長野県	さわやか信州障害者プラン後期計画	9.3	9～13	有	有	14.2
岐阜県	岐阜県障害者基本計画	7.3	7～16	無	有	
静岡県	静岡県障害者対策行動計画	5.5	5～14	無	有	15.3
愛知県	21世紀あいち福祉ビジョン	13.3	13～22	無	有	
三重県	障害者対策の今後の方向	10.3	5～14	有	有	15.3
滋賀県	滋賀県障害者対策新長期構想	5.6	5～12	無	有	13.7
京都府	京都府障害者基本計画	8.3	7～16	無	有	
大阪府	新大阪府障害者計画後期行動計画(改訂版)	12.6	5～14	有	有	15.3
兵庫県	兵庫県障害者福祉新長期計画	7.5	7～12	有	有	13.7
奈良県	奈良県障害者福祉に関する新長期計画	7.3	7～16	無	有	
和歌山県	第2次障害者にかかる和歌山県長期行動計画	6.3	6～15	無	有	
鳥取県	鳥取県障害者計画	6.3	5～14	無	有	
島根県	障害者対策に関する島根県新長期計画	5.5	4～13	無	有	13.5
岡山県	岡山県障害者長期計画	11.3	11～22	有	有	14年以降
広島県	障害者に関する第二次広島県長期行動計画	6.10	6～15	無	有	
山口県	山口県障害者福祉長期ビジョン	6.3	6～14	有	有	15.3
徳島県	徳島県障害者施策長期計画	7.3	7～14	無	有	
香川県	障害者福祉に関する新香川行動計画	6.3	6～14	無	有	
愛媛県	愛媛県障害者計画	7.3	7～16	無	有	
高知県	高知県障害者福祉に関する新長期計画	10.3	5～14	有	有	
福岡県	福岡県障害者福祉長期計画	7.3	6～15	無	有	
佐賀県	佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画	6.3	6～15	無	有	
長崎県	長崎県障害者福祉に関する新長期行動計画	7.3	7～16	無	有	
熊本県	熊本県障害者福祉行動計画	5.3	5～12	無	有	15.3
大分県	障害者施策に関する新大分県長期行動計画	7.3	6～15	無	有	16.4
宮崎県	宮崎県障害者計画	13.2	13～22	有	有	
鹿児島県	鹿児島県新障害者対策長期計画	7.3	7～15	無	有	
沖縄県	沖縄県障害者福祉長期行動計画	6.6	6～15	無	有	
小計	47			有22	有47	18

都道府県・指定都市障害者計画(基本計画)の策定状況(2)

(13.3.31現在)

指定都市	計 画 の 名 称	策 定 年 月	計 画 年 度	数 値 目 標	精 神 障 害	見 直 し 予 定
札幌市	札幌市障害者福祉計画 (札幌市精神障害者保健福祉計画含む)	7.5	7~17	無	有	有り
仙台市	仙台市障害者保健福祉計画	10.3	10~14	有	有	有り
千葉市	千葉市障害者保健福祉推進計画	13.3	13~17	有	有	
横浜市	ゆめはま2010プラン	6.12	6~22	有	有	
川崎市	かわさきノーマライゼーションプラン	9.6	9~21	有	有	
名古屋市	名古屋市障害者福祉新長期計画	6.11	6~15	無	有	
京都市	国際障害者年第2次京都市行動計画	4.10	4~13	無	有	15.3
大阪市	障害者支援に関する大阪市新長期計画	6.3	5~14	無	有	有り
神戸市	“こうべ”の市民福祉総合計画	9.2	9~13	有	有	14.2
広島市	広島市障害者基本計画	10.3	9~18	有	有	
北九州市	北九州市障害者施策推進基本計画	8.4	8~17	無	有	
福岡市	福岡市保健福祉総合計画	12.3	12~22	有	有	
小 計	12			有 7	有 12	5
合 計	59			有 29	有 59	23

- (注) 1. 便宜上基本計画としたが、次項の実施計画の策定を予定していないものは、本計画で完結しているものである。
2. 基本計画を改定した場合には、策定年月日欄に改定年月を掲載している。
3. 千葉県の数値目標は県総合5か年計画で設定している。

都道府県・指定都市障害者計画(実施計画)の策定状況

(13. 3. 31現在)

自治体名	計 画 の 名 称	策定年月	計 画 年 度	数値目標	精神障害	見直し予定
北海道	北海道障害者プラン	10. 3	10～14	有	有	
山形県	新山形県障害者福祉行動計画実施計画	9. 3	9～14	有	有	15. 3
福島県	福島県障害者施策推進行動計画	9. 8	9～15	有	有	
茨城県	障害者福祉に関する新長期行動計画「重点施策実施計画」	9. 3	8～14	有	有	15. 3
埼玉県	彩の国障害者プラン	10. 3	10～14	有	有	
富山県	とやま障害者自立共生プラン	9. 11	9～17	有	有	
山梨県	やまなし障害者プラン	10. 2	10～15	有	有	13. 12
岐阜県	岐阜県障害者プラン	10. 2	10～16	有	有	
静岡県	静岡県障害者対策行動計画実施計画	9. 3	8～14	有	有	15. 3
愛知県	21世紀あいち福祉ビジョン実施計画	13. 3	13～16	有	有	
滋賀県	淡海障害者プラン	9. 6	9～14	有	有	
京都府	京都府障害者基本計画後期実施計画	13. 3	12～16	有	有	
和歌山県	紀の国障害者プラン実施計画	10. 3	10～15	有	有	
鳥取県	鳥取県障害者計画7か年重点計画	9. 3	8～14	有	有	
島根県	しまね障害者プラン	9. 9	9～13	有	有	13. 5
広島県	広島県障害者プラン	10. 3	10～15	有	有	
山口県	やまぐち障害者いきいきプラン	10. 6	10～14	有	有	15. 3
徳島県	ともに生きる徳島プラン	10. 3	10～14	有	有	
香川県	ぬくもりのある香川障害者プラン	11. 3	11～14	有	有	
愛媛県	愛媛県障害者施策重点実施計画	10. 3	10～14	有	有	
福岡県	ふくおか障害者プラン	11. 2	11～15	有	有	
佐賀県	佐賀県障害者プラン	10. 1	10～15	有	有	
長崎県	長崎県障害者プラン	9. 3	8～14	有	有	12. 4
熊本県	くまもと障害者プラン	10. 8	10～14	有	有	15. 3
大分県	大分県精神障害者プラン	10. 3	10～14	有	有	
	大分県身体・知的障害者施策実施計画	12. 3	11～15	有	無	
鹿児島県	鹿児島いきいき障害者プラン	9. 3	9～14	有	有	
沖縄県	沖縄県障害者プラン	10. 3	10～15	有	有	
小計		策定済 28		有 28	有 27	8
横浜市	ゆめはま2010プラン(5か年計画 1997～2001)	9. 5	9～13	有	有	有り
川崎市	川崎新時代2010プラン	11. 4	11～15	有	有	
名古屋市	第4次名古屋市推進計画	10. 7	10～12	有	有	有り
京都市	京都市障害者いきいきプラン	10. 4	10～14	有	無	15. 3
	京都市こころのふれあいプラン	11. 3	11～14	有	有	
大阪市	大阪市障害者支援プラン	10. 4	10～14	有	有	
神戸市	神戸市障害者保健福祉計画	9. 2	9～13	有	有	14. 2
北九州市	「北九州市障害者施策基本計画」実施計画	8. 11	8～17	有	有	13. 11
小計		策定済 8		有 8	有 7	5
合計		策定済 36		有 36	有 34	13

市区町村障害者計画策定の概要

(13. 3. 31現在)

	総数	市区	町村	構成比(%)			
				総数	市区	町村	
対象数	3,238	681	2,557	100.0	100.0	100.0	
策定済	2,424	650	1,774	74.9	95.5	69.4	
数値	有	917	360	557	策定済の 37.8	策定済の 55.4	策定済の 31.4
目標	無	1,507	290	1,217	策定済の 62.2	策定済の 44.6	策定済の 68.6
精神	有	2,154	624	1,530	策定済の 88.9	策定済の 96.0	策定済の 86.2
障害	無	270	26	244	策定済の 11.1	策定済の 4.0	策定済の 13.8
計画の構成	障害単独	1,855	557	1,298	策定済の 76.5	策定済の 85.7	策定済の 73.2
	総合計画	269	65	204	策定済の 11.1	策定済の 10.0	策定済の 11.5
	広域計画	300	28	272	策定済の 12.4	策定済の 4.3	策定済の 15.3
策定予定	542	28	514	16.7	4.1	20.1	
数値	有	169	9	160	策定予定の 31.2	策定予定の 32.1	策定予定の 31.1
目標	無	373	19	354	策定予定の 68.8	策定予定の 67.9	策定予定の 68.9
精神	有	315	16	299	策定予定の 58.1	策定予定の 57.1	策定予定の 58.2
障害	無	227	12	215	策定予定の 41.9	策定予定の 42.9	策定予定の 41.8
計画の構成	障害単独	255	16	239	策定予定の 47.0	策定予定の 57.1	策定予定の 46.5
	総合計画	21	2	19	策定予定の 3.9	策定予定の 7.1	策定予定の 3.7
	広域計画	119	0	119	策定予定の 22.0	策定予定の 0.0	策定予定の 23.2
	内容未定	147	10	137	策定予定の 27.1	策定予定の 35.7	策定予定の 26.7
13年度中策定予定	366	15	351	策定予定の 67.5	策定予定の 53.6	策定予定の 68.3	
検討中	272	3	269	8.4	0.4	10.5	

(注) 計画の構成の障害単独とは、「〇〇市障害者計画」等障害者関係の施策のみを取りまとめた計画であり、総合計画とは、「〇〇町保健医療福祉計画」等他の分野の計画と合せて策定している計画を指す。また、広域計画とは、複数の自治体により策定する計画のことである。

市区町村障害者計画の策定状況(総数)

(13. 3. 31現在)

都道府県	対 象 市区町村	市 区 町 村 数				構 成 比(%)			
		策定済	策 定 予 定		検 討 中	策定済	策 定 予 定		検 討 中
			13' 中	14'以降			13' 中	14'以降	
北海道	211	77	10	15	109	36.5	4.7	7.1	51.7
青森県	67	55	12	0	0	82.1	17.9	0.0	0.0
岩手県	59	53	5	1	0	89.8	8.5	1.7	0.0
宮城県	70	70	—	—	—	100.0	—	—	—
秋田県	69	68	0	1	0	98.6	0.0	1.4	0.0
山形県	44	21	9	13	1	47.7	20.5	29.5	2.3
福島県	90	84	6	0	0	93.3	6.7	0.0	0.0
茨城県	85	36	8	10	31	42.3	9.4	11.8	36.5
栃木県	49	29	9	7	4	59.2	18.4	14.3	8.1
群馬県	70	30	9	5	26	42.9	12.9	7.1	37.1
埼玉県	92	91	1	0	0	98.9	1.1	0.0	0.0
千葉県	79	43	5	18	13	54.4	6.3	22.8	16.5
東京都	62	56	0	2	4	90.3	0.0	3.2	6.5
神奈川県	35	17	0	10	8	48.6	0.0	28.6	22.9
新潟県	111	108	3	0	0	97.3	2.7	0.0	0.0
富山県	35	15	5	7	8	42.9	14.3	20.0	22.8
石川県	41	28	12	0	1	68.3	29.3	0.0	2.4
福井県	35	7	28	0	0	20.0	80.0	0.0	0.0
山梨県	64	64	—	—	—	100.0	—	—	—
長野県	120	106	14	0	0	88.3	11.7	0.0	0.0
岐阜県	99	35	48	15	1	35.4	48.5	15.1	1.0
静岡県	74	74	—	—	—	100.0	—	—	—
愛知県	87	87	—	—	—	100.0	—	—	—
三重県	69	24	25	20	0	34.8	36.2	29.0	0.0
滋賀県	50	50	—	—	—	100.0	—	—	—
京都府	43	27	11	1	4	62.8	25.6	2.3	9.3
大阪府	43	39	4	0	0	90.7	9.3	0.0	0.0
兵庫県	87	85	0	0	2	97.7	0.0	0.0	2.3
奈良県	47	24	9	14	0	51.1	19.1	29.8	0.0
和歌山県	50	26	18	3	3	52.0	36.0	6.0	6.0
鳥取県	39	39	—	—	—	100.0	—	—	—
島根県	59	56	3	0	0	94.9	5.1	0.0	0.0
岡山県	78	47	18	7	6	60.3	23.1	8.9	7.7
広島県	85	65	15	1	4	76.5	17.6	1.2	4.7
山口県	56	56	—	—	—	100.0	—	—	—
徳島県	50	50	—	—	—	100.0	—	—	—
香川県	43	35	7	1	0	81.4	16.3	2.3	0.0
愛媛県	70	44	13	2	11	62.9	18.6	2.8	15.7
高知県	53	39	10	4	0	73.6	18.9	7.5	0.0
福岡県	95	73	9	10	3	76.8	9.5	10.5	3.2
佐賀県	49	19	4	2	24	38.8	8.2	4.1	48.9
長崎県	79	68	8	1	2	86.1	10.1	1.3	2.5
熊本県	94	66	24	4	0	70.2	25.5	4.3	0.0
大分県	58	58	—	—	—	100.0	—	—	—
宮崎県	44	44	—	—	—	100.0	—	—	—
鹿児島県	96	92	2	0	2	95.8	2.1	0.0	2.1
沖縄県	53	44	2	2	5	83.0	3.8	3.8	9.4
合 計	3,238	2,424	366	176	272	74.9	11.3	5.4	8.4

市区町村障害者計画の策定状況(市区)

(13. 3. 31現在)

都道府県	対象 市区	市 区 数				構 成 比(%)			
		策定済	策 定 予 定		検 討 中	策定済	策 定 予 定		検 討 中
			13'中	14'以降			13'中	14'以降	
北海道	33	28	3	2	0	84.8	9.1	6.1	0.0
青森県	8	8	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
岩手県	13	13	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
宮城県	9	9	—	—	—	100.0	—	—	—
秋田県	9	9	—	—	—	100.0	—	—	—
山形県	13	9	2	2	0	69.2	15.4	15.4	0.0
福島県	10	10	0	0	0	100.0	—	—	—
茨城県	20	16	0	2	2	80.0	0.0	10.0	10.0
栃木県	12	12	0	0	0	100.0	—	—	—
群馬県	11	8	2	1	0	72.7	18.2	9.1	0.0
埼玉県	43	43	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	30	28	1	1	0	93.4	3.3	3.3	0.0
東京都	49	48	0	1	0	98.0	0.0	2.0	0.0
神奈川県	17	15	0	2	0	88.2	0.0	11.8	0.0
新潟県	20	20	—	—	—	100.0	—	—	—
富山県	9	8	1	0	0	88.9	11.1	0.0	0.0
石川県	8	7	1	0	0	87.5	12.5	0.0	0.0
福井県	7	7	0	0	0	100.0	—	—	—
山梨県	7	7	—	—	—	100.0	—	—	—
長野県	17	17	0	0	0	100.0	—	—	—
岐阜県	14	14	—	—	—	100.0	—	—	—
静岡県	21	21	—	—	—	100.0	—	—	—
愛知県	30	30	—	—	—	100.0	—	—	—
三重県	13	13	0	0	0	100.0	—	—	—
滋賀県	7	7	—	—	—	100.0	—	—	—
京都府	11	11	—	—	—	100.0	—	—	—
大阪府	32	30	2	0	0	93.8	6.2	0.0	0.0
兵庫県	21	21	—	—	—	100.0	—	—	—
奈良県	10	10	—	—	—	100.0	—	—	—
和歌山県	7	6	1	0	0	85.7	14.3	0.0	0.0
鳥取県	4	4	—	—	—	100.0	—	—	—
島根県	8	8	—	—	—	100.0	—	—	—
岡山県	10	10	—	—	—	100.0	—	—	—
広島県	12	12	—	—	—	100.0	—	—	—
山口県	14	14	—	—	—	100.0	—	—	—
徳島県	4	4	—	—	—	100.0	—	—	—
香川県	5	5	—	—	—	100.0	—	—	—
愛媛県	12	12	—	—	—	100.0	—	—	—
高知県	9	8	0	1	0	88.9	0.0	11.1	0.0
福岡県	22	21	1	0	0	95.5	4.5	0.0	0.0
佐賀県	7	7	—	—	—	100.0	—	—	—
長崎県	8	8	0	0	0	100.0	—	—	—
熊本県	11	10	1	0	0	90.9	9.1	0.0	0.0
大分県	11	11	—	—	—	100.0	—	—	—
宮崎県	9	9	—	—	—	100.0	—	—	—
鹿児島県	14	13	0	0	1	92.9	0.0	0.0	7.1
沖縄県	10	9	0	1	0	90.0	0.0	10.0	0.0
合 計	681	650	15	13	3	95.5	2.2	1.9	0.4

市区町村障害者計画の策定状況(町村)

(13. 3. 31現在)

都道府県	対象 町村	町 村 数				構 成 比(%)			
		策定済	策 定 予 定		検 討 中	策定済	策 定 予 定		検 討 中
			13' 中	14'以降			13' 中	14'以降	
北海道	178	49	7	13	109	27.5	4.0	7.3	61.2
青森県	59	47	12	0	0	79.7	20.3	0.0	0.0
岩手県	46	40	5	1	0	86.9	10.9	2.2	0.0
宮城県	61	61	—	—	—	100.0	—	—	—
秋田県	60	59	0	1	0	98.3	0.0	1.7	0.0
山形県	31	12	7	11	1	38.7	22.6	35.5	3.2
福島県	80	74	6	0	0	92.5	7.5	0.0	0.0
茨城県	65	20	8	8	29	30.8	12.3	12.3	44.6
栃木県	37	17	9	7	4	46.0	24.3	18.9	10.8
群馬県	59	22	7	4	26	37.3	11.9	6.8	44.0
埼玉県	49	48	1	0	0	98.0	2.0	0.0	0.0
千葉県	49	15	4	17	13	30.6	8.2	34.7	26.5
東京都	13	8	0	1	4	61.5	0.0	7.7	30.8
神奈川県	18	2	0	8	8	11.2	0.0	44.4	44.4
新潟県	91	88	3	0	0	96.7	3.3	0.0	0.0
富山県	26	7	4	7	8	26.9	15.4	26.9	30.8
石川県	33	21	11	0	1	63.7	33.3	0.0	3.0
福井県	28	0	28	0	0	0.0	100.0	0.0	0.0
山梨県	57	57	—	—	—	100.0	—	—	—
長野県	103	89	14	0	0	86.4	13.6	0.0	0.0
岐阜県	85	21	48	15	1	24.7	56.5	17.6	1.2
静岡県	53	53	—	—	—	100.0	—	—	—
愛知県	57	57	—	—	—	100.0	—	—	—
三重県	56	11	25	20	0	19.6	44.6	35.8	0.0
滋賀県	43	43	—	—	—	100.0	—	—	—
京都府	32	16	11	1	4	50.0	34.4	3.1	12.5
大阪府	11	9	2	0	0	81.8	18.2	0.0	0.0
兵庫県	66	64	0	0	2	97.0	0.0	0.0	3.0
奈良県	37	14	9	14	0	37.8	24.4	37.8	0.0
和歌山県	43	20	17	3	3	46.5	39.5	7.0	7.0
鳥取県	35	35	—	—	—	100.0	—	—	—
島根県	51	48	3	0	0	94.1	5.9	0.0	0.0
岡山県	68	37	18	7	6	54.4	26.5	10.3	8.8
広島県	73	53	15	1	4	72.6	20.5	1.4	5.5
山口県	42	42	—	—	—	100.0	—	—	—
徳島県	46	46	—	—	—	100.0	—	—	—
香川県	38	30	7	1	0	79.0	18.4	2.6	0.0
愛媛県	58	32	13	2	11	55.2	22.4	3.4	19.0
高知県	44	31	10	3	0	70.5	22.7	6.8	0.0
福岡県	73	52	8	10	3	71.2	11.0	13.7	4.1
佐賀県	42	12	4	2	24	28.6	9.5	4.8	57.1
長崎県	71	60	8	1	2	84.5	11.3	1.4	2.8
熊本県	83	56	23	4	0	67.5	27.7	4.8	0.0
大分県	47	47	—	—	—	100.0	—	—	—
宮崎県	35	35	—	—	—	100.0	—	—	—
鹿児島県	82	79	2	0	1	96.3	2.5	0.0	1.2
沖縄県	43	35	2	1	5	81.4	4.7	2.3	11.6
合 計	2,557	1,774	351	163	269	69.4	13.7	6.4	10.5

3 障害者ケアマネジメント従事者養成の状況について

[1] 国が実施した障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修修了者数

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	累計
身体障害	96	109	118	119	3障害合同	442
知的障害	47	101	118	119		385
精神障害	68	90	117	130		405
計	211	300	353	368	—	1,232

- 主たる研修受講者は、社会福祉施設・更生相談所・保健所・精神保健福祉センター等の職員である。

[2] 都道府県・指定都市が実施している障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者数

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	累計
身体障害	186	825	1,613	実	2,624
知的障害	377	1,120	1,845	施	3,342
精神障害	168	1,197	1,772	中	3,137
計	731	3,142	5,230	—	9,103

- 主たる研修受講者は、市町村・社会福祉施設・保健所等の職員である。

資料

< 企画課国立施設管理室 >

1 国立更生援護施設の概要

施設名		所在地	事業内容等	入所対象区域	
国立更生 養所	国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院) TEL 042-995-3100 FAX 042-995-3102	埼玉県 所沢市	<p>ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名</p> <p>イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※()は各年度の募集人員</p> <p>ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 40名</p>	一般リハビリテーション課程	全 国
				理療教育課程及び生活訓練課程	埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
国立保 養所	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383	北海道 函館市	<p>ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※()は各年度の募集人員</p>		北海道、青森県、秋田県、岩手県
	国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941	栃木県 塩原町			宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県
	国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122	兵庫県 神戸市	<p>イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター20名</p>		富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365	福岡県 福岡市			山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
国立秩父学園 児立施設 知的障	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571	静岡県 伊東市	<p>重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練</p>		愛知県、岐阜県、福井県以東の東日本の都道県
	国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	大分県 別府市	<p>・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名</p>		三重県、滋賀県、京都府以西の西日本の府県
国立秩父学園 児立施設 知的障	国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253	埼玉県 所沢市	<p>知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施 定員 125名</p>		全 国

(参考1) 都道府県(市)別入所者受託状況(平成14年2月現在)

(単位:人)

区分	リハセンター					光 明 寮								保 養 所	伊 東 別 府	知的 秩 父
	肢体 不自由	聴覚 言語	視覚			函館		塩原		神戸		福岡				
			一般	理療	生訓	理療	生訓	理療	生訓	理療	生訓	理療	生訓			
北海道	1	3				43	4							1		
青森県	3		1			12	1									
岩手県	4		1			8	3							2		
宮城県				2				7	1					1		
秋田県	1					5								1		
山形県	2							5								
福島県	4	1						15	1					3		
茨城県	10			1				8	2					5		1
栃木県	4			1				19	2					4	1	1
群馬県	2							11						2		2
埼玉県	18	7	2	67	4									7		34
千葉県	9	2	2	1				22	2					5		4
東京都	31	5	1	72	5									11		26
神奈川県	1			8												
新潟県	8	9	1	1				5	2					6		
富山県																
石川県			1													
福井県														1		
山梨県	1													1	1	
長野県	2			3										2		
岐阜県	1	2							3							
静岡県	4	4		4	1									3		
愛知県									5	1				2		
三重県	1								2						1	
滋賀県																
京都府																
大阪府									17						3	
兵庫県									28	1						
奈良県															3	
和歌山県																
鳥取県			1													
島根県										1					1	
岡山県																
広島県	1								4						1	
山口県	1								1		4				1	
徳島県															2	
香川県									2						1	
愛媛県									8						2	
高知県									1						3	
福岡県											27	2			7	
佐賀県											6				2	
長崎県		3									10				3	
熊本県											8				1	
大分県											6				6	
宮崎県	1										3				5	
鹿児島県	1	2									11	1			3	
沖縄県	2										7				7	
札幌市		1				5										
仙台市		1														
千葉市																1
横浜市				10	1											
川崎市				3												1
名古屋市									2					2		
京都市									1							
大阪市									7						1	
神戸市									20	5						
広島市	1								2	1					3	
北九州市	1	1									10				2	
福岡市		1									31				4	
合計	115	42	10	173	11	73	8	92	10	103	9	123	31	59	64	70

(注)リハセンター入所者の肢体不自由欄には内部障害者2名を含む。

(参考2) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	http://www.rehab.go.jp/
国立函館視力障害センター	http://www.hakodate-nhb.go.jp/
国立塩原視力障害センター	http://www.shiobara-nhb.go.jp/
国立神戸視力障害センター	http://www.kobe-nhb.go.jp/
国立福岡視力障害センター	http://www.fukuoka-nhb.go.jp/
国立伊東重度障害者センター	http://www.ito-nrh.go.jp/
国立別府重度障害者センター	http://www.beppu-nrh.go.jp/
国立秩父学園	http://www.chichibu-gakuen.go.jp/

2 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修の概要

No. 1

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 7月1日(月)～7月5日(金) 【第2回】 1月20日(月)～1月24日(金)	5日 5日	70名 70名
音声・言語機能等判定医師研修会	音声・言語(そしゃく)機能障害をもつ身体障害者の判定に必要な研修を行い判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声・言語(そしゃく)機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	9月9日(月)～9月13日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等判定技術の向上を図るとともに、医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師。	【第1回】 12月2日(月)～12月6日(金) 【第2回】 3月10日(月)～3月14日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具適合判定医師研修会	視覚障害者用補装具の適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに、医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、視覚障害者の補装具の適合判定に従事する眼科医師。	12月9日(月)～12月13日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理専門職業に従事しリハビリテーション領域の経験の浅い職員を対象として、心理専門職に関する基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市又は身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で、所属長の推薦する者。	5月13日(月)～5月17日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理専門職業に従事する者を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市又は身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で、所属長の推薦する者。	9月2日(月)～9月6日(金)	5日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会 【前期・後期】	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話用的点字及び盲ろう者用手話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において、盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	【前期】 6月3日(月)～6月7日(金) 【後期】 10月28日(月)～11月1日(金)	10日	20名
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県、指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等であって、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	6月24日(月)～6月28日(金)	5日	60名
視覚障害者生活支援研修会(視覚障害者歩行訓練研修会を改称)	視覚障害者の支援に携わっている者に、視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を習得させることにより、その資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市又は中核市又は身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長の推薦する者。	6月10日(月)～6月14日(金)	5日	20名
靴型装具専門職員研修会 【基礎】	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士で、靴型装具の製作・適合業務に従事し所属長の推薦する者。(14年度は基礎コースのみ実施)	9月17日(火)～9月20日(金)	4日	15名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技能の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	9月30日(月)～10月4日(金)	5日	20名

研修会名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な基礎知識を習得し、その資質の向上を図るとともに、障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者の看護に従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で、所属長の推薦する者。	10月8日(火)～10月11日(金)	4日	50名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い福祉機器の使用についての指導等に必要の専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、介護支援センター、リハ病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で所属長の推薦する者。	12月16日(月)～12月19日(木)	4日	50名
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月13日(水)～11月15日(金)	3日	20名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	10月23日(水)～10月25日(金)	3日	20名
言語聴覚士研修会 (聴能言語専門職員研修会を改称)	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月20日(水)～11月22日(金)	3日	30名

3 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修の概要

No. 1

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員	資格認定等
身体障害者福祉センター等職員研修会	身体障害者福祉センターの管理者、職員及び機能訓練担当者について、施設管理、相談指導、身体障害者の機能回復訓練及びレクリエーション活動の実施等、その職務に必要な知識、技術等を習得させることにより、身体障害者福祉センターの活動の充実を図ること。	新任職員（異動による新任を含む）。	6月18日(火) ～ 6月20日(木)	3日	50名	
		OT・PT・スポーツ・レクリエーション指導員等で機能回復訓練に携わる者。	10月16日(水) ～ 10月18日(金)	3日	50名	
		幹部職員、施設長を対象とし、研究・発表を行う。（開催地：奈良県）	11月28日(木) ～ 11月29日(金)	2日	50名	
		幹部職員、施設長を対象とし、身体障害者福祉センター全国連絡協議会総会を同時開催する。	2月27日(木) ～ 2月28日(金)	2日	50名	
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者に適したレクリエーション種目及びレクリエーションワークの実施方法並びにリハビリテーションと余暇生活との関連性等について研修を行い、身体障害者レクリエーション活動・支援に習熟した支援者の育成を図ることにより、障害者レクリエーション事業の推進に寄与すること。	身体障害者更生施設等における指導員・各種セラピスト等のうち、とくにレクリエーションワークの研究開発等に関心のある者。	5月21日(火) ～ 5月24日(金)	4日	50名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
			8月20日(火) ～ 8月23日(金)	4日	50名	
			1月14日(火) ～ 1月17日(金)	4日	50名	
知的障害児・者の地域保健福祉サービスとコーディネーション研修会	知的障害児・者の障害特性を理解し、地域生活を送る上での保健福祉サービスを円滑に行うためのコーディネーションの理論と手法について研修し、対象者のニーズに合わせたプログラムを立て、情報の収集・提供等に優れた人材を育成し、在宅福祉の推進に寄与する。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、知的障害児(通園)施設、知的障害者援護施設等に所属し、知的障害児・者の在宅福祉に携わる者。	6月4日(火) ～ 6月7日(金)	4日	200名	
			9月17日(火) ～ 9月20日(金)	4日	200名	
			1月28日(火) ～ 1月31日(金)	4日	200名	

※問い合わせ先：全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ） 電話 03-3204-3611
FAX 03-3232-3621

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の育成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与すること。	日本社会事業学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	7月23日(火)	4日	100名	(注) 修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級指導員」の資格取得を申請することができる。
			～			
			7月26日(金)	4日	100名	
			8月6日(火)	4日	100名	
			～			
8月9日(金)	4日	100名				
2月11日(火)	4日	100名				
～						
2月14日(金)	4日	100名				
3月25日(火)	4日	100名				
～						
3月28日(金)						
障害者の地域保健福祉サービスとコーディネーション研修会	身体障害者が在宅で質の高い生活を送れるように障害の特性、地域における保健福祉サービスを展開していくためのコーディネーションの理論と手法について研修し、対象者のニーズに合わせたプログラムを立て、情報の収集・提供に優れた人材を養成し、在宅福祉の推進に寄与する。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、身体障害者福祉センター等地域利用施設(各種通園事業、デイケア事業を含む)に所属し、在宅福祉に携わる者。	7月2日(火)	4日	100名	
			～			
			7月5日(金)	4日	100名	
			3月11日(火)	4日	100名	
～						
3月14日(金)						
障害者生活支援事業運営管理職員等中央研修会	障害者の身近な地域において障害者及びその家族等に対し、在宅福祉サービスに係わる相談・利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活能力を高めるための支援、当事者相談の実施等、総合的な生活支援を行う事業に従事する関係職員の資質の向上を図ることにより地域における障害者等の福祉の推進に寄与する。	市町村障害者生活支援事業に携わって1年未満の市町村職員及び受託事業所職員(今後実施予定も含む)。	10月2日(水)	3日	80名	
			～			
10月4日(金)	3日	80名				
10月29日(火)	3日	80名				
～						
10月31日(木)						

(注) 資格については、(財)日本障害者スポーツ協会において修了者の申請に基づき付与する。

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害児・者施設サービス評価等研修会	施設利用者の立場に立ったサービスの向上を図るため、サービス評価基準等が設けられたところであるが、これらの運用については、施設の運営管理者等に委ねられている。そこで、研修会を通じ継続的に学習を求めていくものである。	障害児・者施設等に従事する運営管理職員等及び社会福祉事業の経営者等。	12月 6日(金) ～ 12月 8日(日)	3 日	100名	
障害者パソコン指導者養成研修会	本事業は、身体障害者(児)施設、知的障害者(児)施設及び精神障害者施設の利用者及び地域の障害者がパソコンの利用により自らに必要な情報を収集し、活用できるようにするために、施設の情報支援担当職員を対象に専門知識の研修を行い、障害者の情報格差を解消し、積極的なIT活用を実現することを目的とする。 なお、今年度は基礎的なコースと上級のコースに分けて実施する予定である。	身体障害者(児)施設、知的障害者(児)施設及び精神障害者施設等の情報支援担当職員等。	ベーシックコース 9月 9日(月) ～ 9月13日(金) アドバンスコース 9月 9日(月) ～ 9月13日(金)	5 日 5 日	50名 50名	

4 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修の概要

No. 1

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
新任職員コース	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的な知識、技術等を習得させ資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設において勤務経験1～2年目までの指導員又は保育士で都道府県・指定都市及び中核市民生主管部（局）の推薦する者。	9月9日（月）～9月13日（金）	5日	40名
指導員・保育士コース	知的障害関係施設で働いている者が、講義・実習・見学を通して基礎的な理論を学び、実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。	知的障害関係施設において勤務経験5年を経験した児童指導員、生活指導員、作業指導員、保育士で都道府県・指定都市及び中核市民生主管部（局）の推薦する者。	6月3日（月）～6月28日（金）	1月	40名
指導員・保育士コース		知的障害関係施設において勤務経験2年以上5年以下の児童指導員、生活指導員、作業指導員、保育士で都道府県・指定都市及び中核市民生主管部（局）の推薦する者。	10月1日（火）～10月31日（木）	1月	40名
看護師コース	施設の担うべき役割、施設における医療（看護）の役割、知的障害児（者）への看護のあり方、福祉（指導スタッフ）と医療（医療スタッフ）との連携、さらにこれからの地域福祉の中での医療施設の目指す方向等について研鑽を積む。	知的障害関係施設で入所者（通所者）の健康管理にあたる看護師ならびに准看護師で都道府県・指定都市及び中核市民生主管部（局）の推薦する者。	7月10日（水）～7月17日（水）	8日	15名
施設長コース	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報の提供、現実課題を持ち寄っての討議の場とするとともに施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設で施設長経験5年未満の施設長もしくは施設長候補者で都道府県・指定都市及び中核市民生主管部（局）の推薦する者。	11月12日（火）～11月15日（金）	4日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	各都道府県、指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員（知的障害者福祉司等）に対して業務を遂行して行くに当たって必要な専門的知識及び技術を習得させることにより、同更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員で都道府県及び指定都市民生主管部（局）の推薦する者	未定	未定	未定
自閉症・発達障害支援センター職員実務研修会（仮称）	各都道府県、指定都市が設置する自閉症・発達障害支援センター（仮称）の職員に対して業務を遂行して行くに当たって必要な専門的知識及び技術を習得させることにより、同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的とする。	自閉症・発達障害支援センター（仮称）において、自閉症等の特異な発達障害を有する障害児（者）に対し、専門的な相談支援、療育サービスに従事する職員で都道府県及び指定都市民生主管部（局）の推薦する者（予定）	未定	未定	未定

資料

< 企画課社会参加推進室 >

1 障害者プラン関係事業の実施状況一覧

(1) 市町村障害者社会参加促進事業

(平成14年3月現在)

都道府県	か所数	実施主体
1 北海道	13	函館市他、北広島市、帯広市、旭川市、苫小牧市、釧路市、江別市、北見市、室蘭市、名寄市他、美瑛市他、小樽市、滝川市
2 青森県	6	青森市、弘前市、五所川原市、十和田市、三沢市、黒石市
3 岩手県	12	盛岡市、北上市、水沢市、一関市、花巻市、大船渡市、紫波町、東和町、衣川村他、江刺市、大迫町、岩泉町
4 宮城県	4	多賀城市、石巻市、塩竈市、古川市
5 秋田県	7	秋田市、横手市、本荘市、大曲市、大館市、湯沢市、鹿角市
6 山形県	7	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市、東根市、寒河江市他
7 福島県	10	福島市、郡山市、いわき市、原町市、白河市、須賀川市、会津若松市、喜多方市、船引町、河東町
8 茨城県	9	水戸市、結城市、牛久市、つくば市、土浦市、日立市、取手市、波崎町、千代田町
9 栃木県	5	宇都宮市、足利市、佐野市、今市市、大田原市
10 群馬県	6	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市
11 埼玉県	13	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、川越市、所沢市、草加市、春日部市、幸手市、狭山市、岩槻市
12 千葉県	10	市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市
13 東京都	0	
14 神奈川県	17	横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、綾瀬市、寒川町、相模湖町、藤野町
15 新潟県	7	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新津市、新発田市
16 富山県	8	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、小矢部市
17 石川県	9	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、松任市、輪島市、羽咋市、根上町、鶴来町
18 福井県	7	福井市、敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市
19 山梨県	7	甲府市、都留市、増穂町、竜王町、河口湖町、韭崎町、春日居町
20 長野県	7	塩尻市、松本市、伊那市、飯田市、須坂市、上田市、岡谷市
21 岐阜県	15	岐阜市、可児市、関市、大垣市、高山市、土岐市、美濃市、美濃加茂市、多治見市、各務原市、羽島市、恵那市、真正町、神岡町、池田町
22 静岡県	9	静岡市、浜松市、三島市、焼津市、浜北市、富士市、藤枝市、袋井市、富士宮市
23 愛知県	5	豊田市、岡崎市、春日井市、瀬戸市、日進市
24 三重県	7	四日市市、鈴鹿市、上野市、名張市、伊勢市、尾鷲市他、桑名市
25 滋賀県	9	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市、野洲町、今津町他
26 京都府	8	亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市
27 大阪府	32	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市、泉南市、四条畷市、阪南市、田尻町、富田林市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、交野市、熊取町
28 兵庫県	33	明石市、尼崎市、西宮市、洲本市他、芦屋市、伊丹市、加古川市、川西市、三木市、三田市、姫路市、相生市、豊岡市、龍野市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、猪名川町、稲美町、播磨町、日高町他、氷上町他、山東町他、上月町他、安富町他、福崎町他、滝野町他、浜坂町他、養父町他
29 奈良県	8	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、平群町、斑鳩町
30 和歌山県	6	和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、南部町他、御坊市
31 鳥取県	2	鳥取市、米子市
32 島根県	10	松江市、浜田市、出雲市、益田市、太田市他、安来市、江津市、平田市、斐川町他、石見町他
33 岡山県	10	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、笠岡市、井原市、備前市
34 広島県	36	呉市、竹原市、大竹市、廿日市市、東広島市、三原市、尾道市、因島市、福山市、府中市、三次市、庄原市、府中町、坂町、大野町、湯来町、佐伯町、加計町、大朝町、千代田町、吉田町、向原町、大和町、向島町、沼隈町、神辺町、新市町、東城町、吉和村、筒賀村、戸河内町、甲田町、黒瀬町、久井町、御調町、甲奴町
35 山口県	9	下関市、宇部市、防府市、岩国市、山口市、下松市、徳山市、萩市、柳井市
36 徳島県	10	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、藍住町他、鴨島町他、井川町他、海南町他、貞光町他、羽ノ浦町他
37 香川県	5	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、普通寺市
38 愛媛県	11	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、川之江市、伊予三島市、北条市、伊予市
39 高知県	6	高知市、須崎市他、安芸市他、南国市他、中村市他、日高村他
40 福岡県	8	飯塚市、大牟田市、田川市、甘木市、筑紫野市、直方市、行橋市、久留米市
41 佐賀県	2	佐賀市、唐津市
42 長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、長与町
43 熊本県	4	熊本市、八代市、山鹿市他、宇土市他
44 大分県	5	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市
45 宮崎県	4	宮崎市、日向市、都城市、延岡市
46 鹿児島県	9	鹿児島市、出水市、指宿市他、和泊町、伊集院町他、鹿屋市、川内市、串木野市、西之表市他
47 沖縄県	12	名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、平良市、石垣市、西原町、南風原町、糸満市
計	445	

(2) 市町村障害者生活支援事業

(平成14年3月現在)

都道府県	か所数	実施主体	指定都市 中核市	か所数	実施主体
1 北海道	3	函館市他、帯広市、北広島市他	48 札幌市	1	—
2 青森県	2	青森市、弘前市	49 仙台市	3	—
3 岩手県	3	盛岡市、北上市、一関市	50 千葉市	1	—
4 宮城県	1	気仙沼市他	51 横浜市	4	—
5 秋田県	0		52 川崎市	1	—
6 山形県	1	鶴岡市	53 名古屋市	1	—
7 福島県	2	福島市、会津若松市	54 京都市	2	—
8 茨城県	1	水戸市	55 大阪市	9	—
9 栃木県	6	足利市、鹿沼市他、大田原市他、栃木市他、佐野市他、益子町他	56 神戸市	3	—
10 群馬県	1	桐生市	57 広島市	0	—
11 埼玉県	11	さいたま市、東松山市他、秩父市他、狭山市、川越市、川口市他、所沢市、久喜市他、熊谷市他、羽生市、本庄市	58 北九州市	4	—
12 千葉県	1	船橋市	59 福岡市	1	—
13 東京都	20	世田谷区、板橋区、新宿区、中野区、港区、荒川区、八王子市、立川市、町田市、武蔵野市、調布市、羽村市、狛江市、日野市、国立市、府中市、稲城市、江東区、台東区、豊島区	60 旭川市	1	—
14 神奈川県	3	相模原市、藤沢市、厚木市	61 秋田市	1	—
15 新潟県	2	長岡市、上越市	62 郡山市	1	—
16 富山県	2	魚津市、高岡市	63 いわき市	1	—
17 石川県	1	小松市他	64 宇都宮市	0	—
18 福井県	3	福井市、武生市他、敦賀市他	65 横須賀市	0	—
19 山梨県	3	甲府市、増穂市、富士吉田市	66 新潟市	1	—
20 長野県	4	上田市他、松本市他、飯田市他、佐久市他	67 富山市	1	—
21 岐阜県	4	高山市他、大垣市他、可児市他、揖斐川町他	68 金沢市	0	—
22 静岡県	2	沼津市、藤枝市	69 長野市	1	—
23 愛知県	2	岡崎市、春日井市	70 岐阜市	1	—
24 三重県	5	上野市他、四日市市他、鈴鹿市他、名張市、尾鷲市他	71 静岡市	1	—
25 滋賀県	5	今津町他、近江八幡市他、大津市、虎姫町他、水口町他	72 浜松市	1	—
26 京都府	4	八幡市他、長岡京市他、舞鶴市、亀岡市	73 豊田市	1	—
27 大阪府	12	枚方市、高槻市、豊中市、吹田市、八尾市他、箕面市他、茨木市他、四条畷市他、松原市他、岸和田市他、守口市他、東大阪市	74 豊橋市	1	—
28 兵庫県	6	尼崎市、宝塚市、伊丹市、川西市、西宮市、洲本市他	75 堺市	2	—
29 奈良県	0		76 姫路市	1	—
30 和歌山県	2	田辺市他、御坊市他	77 和歌山市	0	—
31 鳥取県	2	鳥取市、米子市	78 岡山市	0	—
32 島根県	5	松江市、益田市、出雲市他、浜田市、太田市	79 福山市	0	—
33 岡山県	1	津山市	80 高松市	1	—
34 広島県	3	呉市他、東広島市他、三原市他	81 松山市	1	—
35 山口県	5	岩国市他、長門市他、宇部市、下関市、山口市	82 高知市	2	—
36 徳島県	8	徳島市他、小松島市他、石井町他、藍住町他、脇町他、市場町他、池田町他、日和佐町他	83 長崎市	1	—
37 香川県	1	坂出市他	84 熊本市	1	—
38 愛媛県	2	今治市他、新居浜市他	85 大分市	1	—
39 高知県	0		86 宮崎市	2	—
40 福岡県	4	大牟田市他、行橋市他、宗像市他、久留米市	87 鹿児島市	0	—
41 佐賀県	2	伊万里市他、佐賀市他	計	215	
42 長崎県	4	佐世保市、大村市他、諫早市他、大瀬戸町他			
43 熊本県	1	城南町他			
44 大分県	5	別府市他、日田市他、佐伯市他、臼杵市他、宇佐市他			
45 宮崎県	3	延岡市(2)、都城市			
46 鹿児島県	2	川内市他、大口市他			
47 沖縄県	1	名護市他			

2 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧

(平成14年2月現在)

都道府県 指定都市	名称	〒	住 所	対象とする障害者			
				知的	身体的	知的	身体的
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北二条西7丁目...かでの2-7		○		
2 青森県	特定非営利活動法人 青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4 ねむのき会館内	○			
3 岩手県	岩手県障害者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	○			
4 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 県心身障害者福祉センター内		○		
5 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館内	○			
6 山形県	山形県身体障害者スポーツ協会	990-8570	山形市松波2-8-1 県障害福祉課内			○	
7 福島県	(財)福島県障害者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-15 県障害福祉課内		○		
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6 県障害福祉課分室内		○		
9 栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-38 とちぎ福祉プラザ内		○		
10 群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会	371-0843	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内			○	
	群馬県知的障害者スポーツ協会	379-2214	佐波郡赤堀町下触238-3 県立ふれあいスポーツプラザ内				○
11 埼玉県	—	—	—				
12 千葉県	千葉県障害者スポーツレクリエーション協会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 県社会福祉センター内		○		
13 東京都	(社)東京都知的障害者スポーツ協会	110-0006	台東区秋葉原1-10 第二山本ビル3F				○
14 神奈川県	神奈川県身体障害者スポーツ協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 (財)神奈川県身体障害者連合会内			○	
	神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内				○
15 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟県中蒲原郡亀田町向磯1-9-1 新潟ふれあいプラザ内		○		
16 富山県	富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31 県立身体障害者更生指導所内		○		
17 石川県	石川県知的障害者スポーツ協会	924-0024	松任市北安田町548				○
18 福井県	—	—	—				
19 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ内		○		
20 長野県	長野県障害者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586		○		
21 岐阜県	(財)岐阜県身体障害者福祉協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内			○	
	岐阜県知的障害者スポーツ推進協議会	500-8309	岐阜市都通2-23 県知的障害者責成会事務局内				○
22 静岡県	静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館		○		
23 愛知県	(社)愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内			○	
24 三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	三重県津市一身田大古館670-2		○		
25 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館内		○		
26 京都府	京都障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内		○		
27 大阪府	大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪市中央区大手前2-府障害保健福祉課在宅課内		○		
28 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 県障害福祉課内		○		
29 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原町京森34-4 県心身障害者福祉センター内		○		
30 和歌山県	和歌山県身体障害者スポーツ協会	641-0014	和歌山市毛見琴ノ浦1437-218 県子ども障害者相談センター内			○	
	和歌山県ゆめあいスポーツ協会	640-1162	海南市上谷777-1 太陽の丘内				○
31 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	680-0947	鳥取市湖山町西3-127 障害者福祉センター福祉会館内		○		
32 島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0015	松江市上乃木7-1-27		○		
33 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 県障害福祉課内		○		
34 広島県	—	—	—				
35 山口県	—	—	—				
36 徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0939	徳島市からどき橋1-41 林業センター6F		○		
37 香川県	—	—	—				
38 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会	790-8553	松山市待田町3-8-15 県総合社会福祉会館内			○	
	愛媛県知的障害者福祉協会スポーツ委員会	793-0213	西条市兎之山宇上ノ向甲322 西条福祉園内				○
39 高知県	(財)高知県障害者スポーツ振興協会	780-8065	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ内		○		
40 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7		○		
41 佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5		○		
42 長崎県	—	—	—				
43 熊本県	熊本県障害者スポーツ文化協会	862-0939	熊本市兵庫南2-3-2		○		
44 大分県	大分県身体障害者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1 県障害福祉課内			○	
45 宮崎県	宮崎県身体障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内		○		
46 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1				
47 沖縄県	—	—	—				
48 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒二条6 市身体障害者福祉センター内		○		
49 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 市福祉プラザ内		○		
50 千葉市	—	—	—				
51 横浜市	—	—	—				
52 川崎市	川崎市身体障害者スポーツ協会	210-0834	川崎市川崎区大島1-8-6 南部身体障害者福祉会館3F				○
53 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区敷子坊2-1501 市障害者スポーツセンター内		○		
54 京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内		○		
55 大阪市	(財)大阪市障害者スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長房公園1-32 市長居障害者スポーツセンター内		○		
56 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内		○		
57 広島市	—	—	—				
58 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	803-8501	北九州市小倉北区内1-1 市障害福祉課内		○		
59 福岡市	福岡市障害者スポーツレクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ内		○		
	計			18	20	9	7

(注)3障害は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

3 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

都道府県・指定都市名			障害者スポーツ指導員数 (平成13年12月末現在)				
			初級	中級	上級	コーチ	
1	北海道	344人	315人	25人	4人	2人	
2	青森県	138	130	5	3	0	
3	岩手県	132	121	10	1	0	
4	宮城県	174	165	9	0	0	
5	秋田県	117	108	7	2	1	
6	山形県	183	165	12	6	0	
7	福島県	237	219	15	3	0	
8	茨城県	384	371	9	4	1	
9	栃木県	176	169	4	3	1	
10	群馬県	248	224	16	8	1	
11	埼玉県	1,038	925	81	32	6	
12	千葉県	332	312	15	5	1	
13	東京都	1,313	1,205	51	57	6	
14	神奈川県	395	348	32	15	3	
15	新潟県	568	543	20	5	1	
16	富山県	227	216	8	3	1	
17	石川県	160	152	5	3	0	
18	福井県	70	70	0	0	0	
19	山梨県	81	69	11	1	0	
20	長野県	413	370	35	8	2	
21	岐阜県	130	125	4	1	0	
22	静岡県	404	374	13	17	1	
23	愛知県	500	446	36	18	1	
24	三重県	302	296	6	0	0	
25	滋賀県	237	194	34	9	0	
26	京都府	149	135	11	3	0	
27	大阪府	1,104	987	109	8	4	
28	兵庫県	591	560	23	8	3	
29	奈良県	220	185	31	4	0	
30	和歌山県	234	225	6	3	0	
31	鳥取県	29	29	0	0	0	
32	島根県	58	52	4	2	0	
33	岡山県	320	310	7	3	0	
34	広島県	159	150	6	3	0	
35	山口県	111	105	3	3	1	
36	徳島県	184	175	8	1	0	
37	香川県	107	101	2	4	0	
38	愛媛県	208	200	6	2	1	
39	高知県	225	205	14	6	1	
40	福岡県	409	392	10	7	1	
41	佐賀県	71	70	1	0	0	
42	長門県	160	159	0	1	0	
43	熊本県	351	334	11	6	1	
44	大分県	379	357	17	5	1	
45	宮崎県	84	81	3	0	0	
46	鹿児島県	154	151	3	0	0	
47	沖縄県	147	136	6	5	0	
48	札幌市	154	133	18	3	0	
49	仙台市	191	153	33	5	0	
50	千代田市	66	61	2	3	0	
51	横浜市	405	370	24	11	2	
52	川崎市	62	60	0	2	0	
53	名古屋市	236	206	24	6	1	
54	京都市	253	217	31	5	2	
55	大阪市	355	298	44	13	5	
56	神戸市	270	238	25	7	3	
57	広島市	130	117	5	8	2	
58	北九州市	155	150	3	2	1	
59	福岡市	247	223	13	11	1	
	その他	2	2	0	0	0	
合計			16,283	14,959	966	358	58

(資料) (財)日本障害者スポーツ協会調べ

4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北海道	14	鳥取県	5
青森県	14	島根県	7
岩手県	3	岡山県	14
宮城県	6	広島県	11
秋田県	5	山口県	8
山形県	6	徳島県	7
福島県	17	香川県	7
茨城県	7	愛媛県	12
栃木県	8	高知県	7
群馬県	22	福岡県	7
埼玉県	60	佐賀県	2
千葉県	15	長崎県	12
東京都	267	熊本県	13
神奈川県	60	大分県	7
新潟県	7	宮崎県	9
富山県	8	鹿児島県	11
石川県	15	沖縄県	4
福井県	4	札幌市	20
山梨県	6	仙台市	8
長野県	17	千葉市	4
岐阜県	11	横浜市	32
静岡県	13	川崎市	17
愛知県	22	名古屋市	9
三重県	20	京都市	30
滋賀県	5	大阪市	8
京都府	25	神戸市	13
大阪府	53	広島市	7
兵庫県	28	北九州市	4
奈良県	15	福岡市	12
和歌山県	17	合計	1,077

(注) 第12回(平成12年度)までの手話通訳技能認定試験に合格した者の数である。

5 第14回手話通訳技能認定試験の概要(平成14年度実施)

(1) 試験実施法人の名称及び所在地

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目23番1号マルネビル

TEL 03-3356-1634

(2) 試験期日及び試験地(予定)

ア 一次(筆記)試験 平成14年9月29日(日)

東京都、大阪府、熊本県

イ 二次(実技)試験 平成14年12月1日(日)

東京都、大阪府

(3) 試験科目(予定)

ア 一次(筆記)試験

国語、手話通訳のあり方、手話の基礎知識等

イ 二次(実技)試験

聞き取り(手話表現による)通訳、読み取り(口頭)通訳、

読み取り(筆記)通訳

(4) 受験資格

年齢が20歳(一次試験日現在)以上である者